

平成26年白老町議会議案説明会会議録

平成26年 2月27日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時57分

○議事日程

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
-

○出席議員(13名)

1番	氏家裕治君	2番	吉田和子君
3番	斎藤征信君	4番	大淵紀夫君
7番	西田祐子君	8番	広地紀彰君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	山田和子君	12番	本間広朗君
13番	前田博之君	14番	及川保君
15番	山本浩平君		

○欠席議員(1名)

5番 松田謙吾君

○説明のため出席した者の職氏名

総合行政局長	岩城達己君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	本間勝治君
町民課長	南光男君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
産業経済課港湾担当課長	赤城雅也君
健康福祉課長	長澤敏博君

健康福祉課高齢者介護担当課長	田 尻 康 子 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
教 育 課 長	五十嵐 省 蔵 君
教育課子ども課長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 次 長	佐 藤 聰 君
消 防 長	前 田 登 志 和 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 3 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

○議長（山本浩平君） 定例会 3 月会議に町長から提案のある議案は、各会計の補正予算 10 件、新年度の各会計予算 12 件、憲章の制定 1 件、条例の制定・一部改正関係 13 件、新たな土地の確認関係 2 件、町道の路線の認定廃止 2 件、財産の処分 1 件、工事請負契約の締結 5 件、起債の許可申請 1 件、組合員規約等の変更 2 件、あわせて 49 件であります。順次議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 7 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 第 1 号でございます。平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 億 240 万 6,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 112 億 4,098 万 5,000 円とする補正でございます。今回の補正につきましては執行額の整理が主なものになっておりますけれども、一部増額補正と今年度当初予算の収支不足に対する財源の整理を行うものでございます。3 ページから 6 ページまでは記載のとおりでございます。7 ページをお開きください。「第 2 表 繰越明許費」でございます。3 款民生費、1 項社会福祉費、障害者自立支援事務経費、96 万 2,000 円でございますが、これは自立支援法の一部改正に伴ってシステム改修を行う経費でございます。3 款民生費、2 項児童福祉費、子ども・子育て支援事業を計画策定事業、345 万 6,000 円につきましては本年度ニーズ調査を行ったことから来年度にこのニーズ調査を参考に支援事業の計画策定するための経費でございます。6 款農業水産業費、1 項農業費、農業基盤整備促進事業、これについては社台地区の畑作農地の暗渠排水の整備事業でございます。1,215 万円でございます。8 款土木費、3 項河川費、河川改修事業補助事業、これについてはウトカンベツ川の河床の掘削工事でございます。8,306 万 3,000 円でございます。

次に 8 款土木費、6 項住宅費、町営住宅改修事業でございますが、これについては国の補正予算を活用しまして美園 T 棟の 4 棟 16 戸の外壁改修を行う工事でございます。736 万 8,000 円でございます。10 款教育費、2 項小学校費、小学校耐震対策化事業、これは緑丘小学校の耐震化を進める事業でございます。2 億 7,895 万 1,000 円となります。次に 8 ページをお開きください。「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。まず 1 項目目として追加でございます。まずポロト地区の不動産取得に係る株式会社白老振興公社の借り入れに対する損失補償でございます。ここにつきましては本年度をもちまして 3 年間の損失補償が切れるため、改めてまた 3 年間の債務保証を行うものでございます。期間については 26 年から 28 年、限度額は 2 億 6,000 万円でございます。

次に総合住民情報システムに関する経費、以降戸籍事務電算事業、それから情報システム保守点検に係る業務委託、これにつきましては既に契約を済ませているものでございますけれども、本年 4 月

からの消費税改正に伴う増額分を追加するものでございます。期間については記載のとおりでございます。金額も記載のとおりでございます。2項、変更でございます。まず漁業近代化資金利子補給でございますが、期間が26年から33年ということで236万4,000円一部繰り上げ償還が行われましたことに伴いまして、期間が26年から32年ということで限度額が43万3,000円に変更しております。

次に肉用牛肥育推進事業利子補給、これにつきましても本年度の借り入れ等を減額されておりました変更されております。期間は変更後26年から27年ということで限度額115万6,000円となっております。

次に財務会計システムに関する経費、財務会計は本年度入れかえをしておりました入札が終わっておりますことに伴っての変更でございます。期間は変更後26年から31年で2,347万4,000円でございます。

次に情報システム等保守点検に係る業務経費、ここについては本年度導入した住宅システム、住民記録、人事給与システムの導入でございます。変更後の期間は26年から30年、金額が662万3,000円となっております。

次に情報システム賃借、これについては住民記録の賃借料でございます。入札残によりまして変更後の期間が平成26年から30年、629万4,000円でございます。

次に北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金につきましては、人事給与システムと住宅システムの導入経費でございます。変更後の期間が26年から29年、金額が852万5,000円でございます。同じく北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金につきましては、役場と学校のパソコンの購入を本年度行った結果の入札差金による変更で、変更後は26年から29年、686万2,000円となっております。

次に3廃止でございます。浄化槽水洗便所改造資金利子補給金、これにつきましては本年度借り入れ予定がございませんでしたので変更後はゼロとなっております。

次に9ページ「第4表 地方債補正」でございますが、この補正につきましては歳出の中で説明申し上げますので省略いたします。

次に10ページから「歳入歳出事項別明細書」につきましては歳出の32ページから説明申し上げます。2歳出、1款議会費、1項1目議会費、議会運営経費158万5,000円の減額でございます。これは全部不用額整理となっております。財源につきましては全額一般財源でございます。

次に2款総務費、1項1目一般管理費、定例商標等経費10万2,000円の減額でございます。ここについても不用額の整理で全額一般財源でございます。(2)庁舎管理経費24万5,000円の減額補正でございます。これも不用額の整理でございます。財源についても全額一般財源でございます。

(3)情報化推進経費60万円の減額でございます。ここについては入札差金等の不用額でございます。これについても全額一般財源でございます。35ページの(4)契約事務経費、40万円の減額補正で、これについても不用額の整理で全額一般財源でございます。(5)秘書事務経費、95万円の不用額の整理で減額補正です。これについても全額一般財源でございます。(6)難視聴対策施設維持管理経費、3万円の減についても不用額で全額一般財源でございます。(7)その他一般管理経費、

20万円の減額でございますが、これも不用額整理で全額一般財源でございます。（８）情報基盤推進事業、2万8,000円、これも不用額の整理で全額一般財源でございます。（９）地上デジタル放送難視聴対策事業、400万4,000円の減額補正でございます。これについても不用額の整理と一部分工事費については入札差金でございます。この財源につきましては国庫補助金169万1,000円の減、地方債180万円の減、一般財源51万3,000円の減となっております。

次に37ページ、（10）光ケーブル支障移転事業245万7,000円の減でございますが、これは第3商港区の臨港道路の支障移転工事の減額に伴うもので、財源が諸収入245万7,000円の減となっております。2項姉妹都市費、（1）国際姉妹都市ケネル市訪問事業3万3,000円の減。これは不用額でございます。財源については海外交流基金繰入金3万3,000円の減でございます。3目職員厚生管理費、（1）職員福利厚生経費78万3,000円の減額補正でございます。これについては不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。4目広報広聴費、（1）広報活動経費110万円の減額補正でございます。これも同じく不用額整理でございます。財源が諸収入76万5,000円の増、一般財源186万5,000円が減額となります。7目財産管理費、（1）財産管理事務経費24万4,000円の減額補正でございます。不用額の整理で財源は一般財源でございます。（2）町有地現況測量事業36万1,000円の減額補正でございます。これも不用額で一般財源でございます。

次に39ページ、8目車両管理費、（1）公用車等管理経費152万5,000円でございますが、これについては公用車のリース期間が満了しましたが2年間再リースしたことによっての減額でございます。財源は全額一般財源でございます。12目支所及び出張所費、（1）出張所運営経費15万円の減額補正で不用額整理で全額一般財源でございます。14目自治振興費、（1）町内会活動育成経費62万5,000円の減額でございます。これは不用額整理でございます。財源は一般財源です。

15目町民活動推進費、（1）町民まちづくり活動センター運営経費142万3,000円の減額補正でございますが、これはまちづくり活動センターの事務局長の人事に伴いまして9カ月分の不用額を整理しております。財源は一般財源でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費、（1）戸籍住民基本台帳等事務経費10万円の減額でございます。これも不用額でございます。これも全額一般財源でございます。

次に3項民生費、1項1目社会福祉総務費、41ページでございます。（1）介護基盤緊急整備等特別対策事業でございます。4,080万円の増額補正でございます。この補正につきましては町内東町で建設中の医療法人玄洋会様が建設している認知症高齢者グループホーム（18名）の施設、さらにデイサービスセンター（20名）、サービスつき高齢者向け住宅（60名）、居宅介護支援事業所1カ所、このうちグループホーム分の補助でございます。全額道費補助でございます。

次に2目老人福祉費、（1）在宅老人福祉事業経費63万4,000円の減額でございます。これにつきましては不用額でございますが、財源が分担金及び負担金で7万2,000円の減、一般財源が56万2,000円の減となっております。（2）老人福祉単独事業経費10万円の減額でございます。不用額でございますが長寿祝い金の対象者2名がお亡くなりになったということの減額でございます。財源は一般財源でございます。（3）施設入所者措置費支弁経費193万円の減額でございます。これについ

でも不用額でございます。財源は分担金負担金が 23 万 3,000 の減、一般財源が 169 万 7,000 円の減でございます。（４）地域包括支援センター運営経費 46 万 8,000 円の減額でございます、全額不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。（５）後期高齢者医療事業特別会計繰出金 5 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては 12 月 6 日の 4 号補正で 150 万 6,000 円の減額補正をさせていただきましたが、その後広域連合より再清算ということで事務費に伴う増額の補正でございます。（６）介護保険事業特別会計繰出金 464 万 7,000 円の減額補正でございます。これにつきましては介護給付費の減、不用額等でございます。一部地域支援事業としての配食サービスの増額 16 万 1,000 円も含まれております。財源は一般財源でございます。

次に 43 ページ、3 目身体障がい者福祉費、（１）障がい者自立支援事務経費 87 万 2,000 円でございます。役務については不用額でございますが、委託料につきましては先ほどご説明した繰り越すものの事業でございます。障がい者福祉システム改修業務委託料、これは法改正に伴う分でございます。96 万 2,000 円でございます。財源的には国庫補助金 48 万円の増、一般財源 39 万 2,000 円の増となっております。（２）障がい者自立支援給付経費 911 万円でございます。これについては不用額整理と扶助費については実績見合いの整理でございます。財源につきましては国庫補助金 2,345 万 6,000 円の減、道費補助 1,819 万 2,000 円の減、一般財源が 5,075 万 9,000 円の増となります。23 節の償還金利息及び割引料についての補正 2,018 万 5,000 円につきましては返還金でございますが、24 年度分の精算額となっております。（３）重度心身障がい者医療費給付費 460 万円の減額補正でございます。これについては重度心身障がい者の医療費分の実績見合いの減となっております。財源は道費補助 235 万 8,000 円、一般財源が 224 万 2,000 の減となっております。（４）地域生活支援事業経費 387 万 9,000 円の減額補正でございます。これについても報酬については不用額でございますが、委託料補助費は実績見合いでございます。財源は国庫補助金 198 万 3,000 円の減、道補助金 72 万円を減、一般財源 117 万 6,000 円の減となっております。

次に 45 ページ、4 目乳幼児福祉費、（１）乳幼児等医療費助成経費 100 万円の増額補正でございます。役務費については不用額整理でございますが、扶助費については乳幼児の医療扶助費が実績見合いにより増加しておりますので補正するものでございます。財源については道補助金 29 万 8,000 円の増、諸収入 60 万円増、一般財源 10 万 2,000 円の増でございます。5 目国民年金費、（１）国民年金事務経費 30 万円の減額でございます。これについては不用額の整理でございます。財源は国庫補助金 30 万円の減でございます。6 目総合保健福祉センター管理運営費、（１）総合保健福祉センター管理運営経費 194 万円の増額補正でございます。これについては燃料費の重油の単価アップ、印刷製本についてはコピー料金の増、光熱水費は電気料の増、修繕料につきましては浴室のファンモーターの取りかえと社協内にある厨房のコンロバーナーの修繕でございます。役務費については電話料の増となっております。財源は全額一般財源でございます。

次に 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、47 ページでございます。（１）子ども育成推進経費 14 万 9,000 円でございます。まず報償費 6 万円につきましては町内 2 校の中学校で講師による「中学生のあなたに知ってほしい性の話・助産師からのメッセージ」というタイトルで講演を行う経費でござ

ざいます。需要費についてはキャリングケースを購入。備品購入費については乳児訪問等に伴う身長計、体重計。これを入れる物がキャリングケースでございませう。この経費は全額道費補助でございませう。(2) 子ども・子育て支援事業計画策定事業、これについては不用額整理で一部策定事業のニーズ調査の入札残でございませう。財源は一般財源でございませう。2目児童措置費、(1) 児童手当給付費 231 万円の減でございませう。これについても 12 月 6 日の 4 号補正で減額補正をしておりますが、さらに出生転出等の移動分がございましたので減額補正を行うものでございませう。財源については国庫補助金 163 万 9,000 円の減、道補助金 33 万 7,000 円の減、一般財源 33 万 4,000 円の減でございませう。3目ひとり親家庭等福祉費、(1) ひとり親家庭等医療費給付費 140 万円の減でございませう。これについてはひとり親家庭等の医療費の実績見合いに伴う減額でございませう。財源は道補助金 39 万 5,000 円、諸収入 70 万円の減、一般財源 30 万 5,000 円の減でございませう。4目児童福祉施設費、(1) 町立保育園運営経費 95 万円の減額補正でございませうが、一部燃料費、灯油の単価アップに伴う 28 万円の増額補正も中には入っております。財源は全額一般財源でございませう。

次に 49 ページ、緑丘保育園運営費等経費 122 万 3,000 円でございませう。これについても 12 月 6 日の 4 号補正で補正をさせていただきましたが、さらに入園者の増ということで増額補正をしております。財源については一般財源でございませう。(3) 白老小鳩保育園運営経費 25 万 8,000 円。これについても 12 月 6 日の 4 号補正で減額をさせていただきましたが、さらに減額が生じたことよっての減でございませう。財源も一般財源でございませう。(4) 保育士等処遇改善臨時特例事業 27 万 5,000 円の増額補正でございませう。これも 12 月 6 日の 4 号補正で一部補正はさせていただきましたが、負担金については補助金の確定額による減でございませう。さらに需要費と使用料賃借料については事務費がつくということで増額をさせていただいております。財源は全額道費補助金でございませう。5目子ども発達支援センター費、(1) 子ども発達支援センター管理経費 11 万円の減額でございませう。これは不用額整理で全額一般財源でございませう。(2) 子ども発達支援センター、通園施設運営経費 14 万円を不用額整理でございませう。財源は一般財源でございませう。(3) 専門機能確保支援事業経費、これについては財源振りかえで道費補助が 1 万 2,000 円の減、一般財源が 1 万 2,000 円の増でございませう。次、7目子育て世帯臨時特例給付金給付費、(1) 子育て設定世帯臨時特例給付金給付事務経費 5,000 円の増額補正でございませう。これは平成 26 年度に支給が予定されている臨時特例給付金、これは消費税の増税に伴って国が交付するものでございませうが、事前に説明会がございませうして、それに出席分の経費でございませうして、財源が国庫補助金が 4,000 円、一般財源が 1,000 円となっております。

次に 51 ページでございませう。4 款の環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、(1) 地域保健医療推進経費 20 万円の減額補正でございませう。これについては実績見合いに伴う減額で財源は一般財源でございませう。(2) 健診管理事務経費 50 万円の減額でございませう。これについても不用額整理でございませう。財源は諸収入 78 万円の減、一般財源 28 万円の増でございませう。(3) 国民健康保険事業特別会計繰出金、これは財源振りかえでございませう。国庫補助金 184 万 4,000 円の減、道補助金 233 万 8,000 円の減、一般財源が 418 万 2,000 円の増となっております。(4) 母子保健事業経費 327 万

8,000 円の減額でございます。これについても不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。（５）後期高齢者特定健康診査事業経費 81 万円の減額でございます。これについては特定健康診査当初 600 名を見ておりましたが実績 450 名ということで減額といたします。財源は諸収入 81 万円の減でございます。２目健康づくり費、（１）健康づくり事業経費、これは財源振りかえで諸収入が 4 万 1,000 円の減、一般財源が 4 万 1,000 円の増となっております。

次に 53 ページでございます。３目予防費、（１）予防接種事業経費 283 万円の減額でございます。これについては不用額と一部扶助費につきましては実績見合いの減額でございます。財源は一般財源でございます。（２）H i b 予防接種助成事務事業経費 12 万円の減、これは実績見合いに伴う減額でございます。財源は一般財源でございます。（３）小児用肺炎球菌予防接種助成事業経費 76 万 8,000 円、これにつきましても実績見合いに伴う減額でございます。財源は一般財源でございます。（４）子宮頸がん予防接種助成事業経費 259 万円の減額でございます。これについても委託料については不用額、扶助費についても実績見合いに伴う減額でございます。財源は一般財源でございます。

次に 2 項 1 目環境衛生諸費、（１）環境行政推進経費 3 万円の減額でございます。これは不用額整理で一般財源でございます。（２）有害昆虫鳥獣駆除対策経費 2 万 6,000 円の減、これについても不用額整理でございます。財源も一般財源でございます。

次に 55 ページ、（３）環境美化対策経費 42 万 8,000 円の減、これも不用額整理でございます。財源は全額一般財源でございます。２目公害対策費、（１）公害対策経費 31 万 1,000 円の減額でございますが、これについても不用額整理で財源は一般財源でございます。４目墓園費、（１）しらおい霊園及び町有墓地管理経費 21 万 1,000 円の増額補正でございます。これについては繰出金でございますけれども本年度予定していた墓地の貸しつけ料収入が下回ったことにより墓園会計での元利償還金等の支払いが困難になったため一般会計から差額分を補てんするものでございます。財源は一般財源でございます。３項 2 目塵芥処理費、（１）環境衛生センター運営経費 69 万円の減額でございます。これについては不用額の整理で全額一般財源でございます。

次に 57 ページ、（２）一般廃棄物広域処理経費 746 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましては本年 4 月から登別に広域処理するごみ処理に伴うもので、3 月に搬入するテスト搬入分委託料については焼却灰、破碎不燃物等の残渣処分委託料でございます。約 40 戸分、経常費 56 万円。負担金につきましては登別市に支払うものでございまして、搬入分約 250 トン分を計上しております。これについては全額一般財源でございます。（３）バイオマス燃料化施設管理運営経費、1,300 万 4,000 円の減額でございます。これについては不用額の整理一部実績見合いに伴う減でございます。これに伴いまして財源は財産収入が当初 7,000 トンの売り払いを予定していましたが 5,800 トンに減量になるため財産収入で 700 万円の減、一般財源 412 万 6,000 円の減となります。（４）再生資源燃料有効活用事業 835 万 8,000 円の減額でございます。これについては当初予定しておりました商品の製造販売を見込んでいましたが、バイオマス施設等の縮小議論から執行を見合わせておりましたが、このたび全額減額するものでございます。財源につきましては道補助金 835 万 8,000 円の減でございます。

次に6款農業水産業費、1項2目農業総務費、(1)農業行政事務経費15万7,000円の減額でございます。これは不用額整理で財源は一般財源でございます。

次に59ページ、3目農業振興費、(1)農業基盤整備促進事業1,215万円の増額補正でございます。これも冒頭ご説明申し上げた繰り越しになるものでございますが、社台地区の畑作農地の基盤整備、暗渠排水整備でございます。面積8.1ヘクタールに対する補助でございます。これは全額道費補助でございます。4目畜産業費、(1)公共牧場管理経費111万4,000円の減額でございます。これについては町営牧場の利用頭数の減に伴うものでございます。財源については使用料111万4,000円の減でございます。(2)畜産振興推進事業6万9,000円の増でございます。これについては肉用牛肥育推進振興利子補給事業によって5名分、111頭分の増が発生したことによる増額補正でございます。財源は一般財源でございます。2項1目林業振興費、(1)私有林対策事業88万1,000円の減額でございます。これについては補助金として未来につなぐ森づくりの推進事業ということで補助金の確定に伴うものでございます。財源につきましては道費補助54万2,000円の減、一般財源33万9,000円の減でございます。2目白老ふるさと2000年の森管理費、(1)白老ふるさと2000年の森管理経費10万5,000円の増額補正でございます。これはインフォメーションセンターの汚水マンホール内のスイッチが故障したことよっての購入でございます。財源は一般財源でございます。3項1目水産振興費、(1)水産経営安定化推進経費55万8,000円の減額でございます。これについても補助金でございますが、漁業近代化資金利子補給金の貸付者が5名から2名に減額したことに伴う減額でございます。財源は一般財源でございます。

次に61ページ栽培資源管理型漁業推進事業60万7,000円の減額でございます。これについては負担金と補助金がございますが、これはビノス貝の駆除に伴う減額でございますが、当初25トン分を予定しておりましたが一部韓国に輸出されたということで処理量が減になったことよっての減額でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に7款商工費、1項1目商工振興費、(1)商工振興対策経費91万9,000円。これについては損失補償でございますが、これは白老振興公社に対する損失補償分の借り入れ額の利子の補てんでございます。91万9,000円でございますが、これにつきましては平成24年12月議会におきまして縁故債の借り入れを提案しておりましたが、事情によりまして一括借りができなくなりその後各金融機関との交渉によって利率の引き下げを行ったところでございます。それに伴いまして借りがえを前提に25年度予算を編成していたところから利子の減額が生じたことによりまして、このたび増額するものでございます。(2)特産品普及イベント及び物産交流関係経費30万円の減額でございます。これは元気まちしらおい港まつり補助金、当初180万円見ておりましたが150万円に変更したもので減額をするものでございます。財源は全額一般財源でございます。(3)食材王国しらおいブランド強化事業54万4,000円の減額でございますが、これは出店イベント負担金の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(4)子育て世代住宅応援事業1,516万2,000円でございます。これについては本年度当初7戸を販売予定としましたが3戸が販売されました。これについては12月6日4号補正におきまして売れた分の財源については、現段階3名の方が建築中ということで次年

度に支払いということで基金に積み立てをしております。その分の差額分の残った執行残を今回減額するものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に 63 ページ、2 項 1 目観光対策費（1）戦略的観光振興推進事業 10 万円の減でございます。これは不用額整理でございます。全額一般財源でございます。

次に 8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、（1）道路施設維持補修経費 55 万 7,000 円の増額でございます。これについては修繕料で街路灯の修繕、重機の修繕とロードヒーティングの故障箇所の修繕でございます。財源は全額一般財源でございます。（2）町道改修事業 47 万 2,000 円の減額でございます。これについては 2 路線の入札差金でございます。財源につきましては国庫補助金 47 万 2,000 円の減でございます。2 目道路新設改良費、（1）町道整備事業（補助事業）1,071 万 3,000 円の減額でございます。これについては竹浦 2 番通り、ポロト社台線の事業料の確定と補助金の確定に伴うものでございます。財源は国庫補助金 660 万円の減、地方債 360 万円の減、一般財源 51 万 3,000 の減でございます。3 目橋梁維持費。（1）橋梁長寿命化修繕計画策定事業 33 万 5,000 円の減額でございます。これについても事業量の確定と補助金の確定に伴うものでございます。財源は国庫補助金 20 万 1,000 円の減、一般財源 13 万 4,000 円の減となります。

次に 65 ページ、3 項 2 目排水対策費（1）北吉原バーデン排水施設整備事業 22 万 7,000 円の減額補正でございます。これについては入札差金でございます。財源が地方債 30 万円の減、一般財源が 7 万 3,000 円の増となります。（2）クッタリウス川災害対策事業 11 万 6,000 円の減額でございます。これについても入札差金でございます。財源が地方債 20 万円の減、一般財源 8 万 4,000 円の増でございます。4 項 1 目港湾管理費、（1）港湾施設管理経費 64 万 3,000 円の増でございます。これについては港内の除雪費用として増額補正をするものございます。財源は使用料 64 万 3,000 の増でございます。2 目港湾建設費、（1）港湾機能施設整備事業特別会計繰出金 134 万 5,000 円の減額でございます。これについては使用料の増収により繰出金を減額するものでございます。財源は一般財源でございます。（2）港湾建設事業 5,060 万円の減でございます。これについては白老港の建設負担金の確定に伴う減額でございます。財源については地方債 4,560 万円の減、一般財源 500 万円の減でございます。5 項 3 目公園費、（1）公園施設里親事業経費 8 万 4,000 円の減額でございます。これも不用額でございます。財源は都市公園づくり基金 8 万 4,000 円の減でございます。

次に 67 ページ、6 項 1 目住宅総務費、（1）住生活総合調査事業 1 万 7,000 円の増額でございます。これは北海道の建設部からの依頼によつての住生活総合調査を受託し謝礼報償費として支出したのでございます。財源については全額道委託金 1 万 7,000 円でございます。2 目住宅管理費、（1）町営住宅維持管理経費 109 万 2,000 円の減額補正でございます。このについては不用額整理で財源は全額一般財源でございます。（2）町営住宅改修事業 106 万 8,000 円の増額補正でございますが、美園団地灯油供給設備改修工事、竹っこ換気設備改修工事については入札差金でございますが、冒頭説明した美園団地外壁改修工事、6、7、8、9 でございますが 4 棟 16 戸については国の補正予算案に対応して行う事業でございます。この部分の財源につきましては国庫補助金が 368 万 4,000 円、地方債が 360 万円、一般財源が 8 万 4,000 円となつておりまして全額繰り越します。ここの全体の財源で

ございますが、国庫補助金 252 万 2,000 円の減、地方債 350 万円の増、一般財源 9 万円の増となっております。（３）町有住宅改修事業 26 万 3,000 円でございます。これについてはサンコーポラスの残った部屋の改修工事が終わったための入札差金でございます。これについて財源は国庫補助金 26 万 3,000 円の減でございます。

次に 69 ページ、9 款 1 項 1 目常備消防費。消防本部運営経費、これは財源振りかえでございます。これは当初見込んでいた特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てておりましたが協議の結果、経常費の充当はいけないということで一般財源 50 万円と振りかえております。（２）消防活動経費 19 万 8,000 円の減でございます。これについても特定防衛施設周辺整備調整交付金 94 万円を充てておりましたがこれを減額しまして、一般財源 74 万 2,000 円を増としております。（３）救急活動経費 7 万円の減額でございますが財源は先ほどの特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てておりましたが、この分がマイナス 5 万円、一般財源が 2 万円の減となっております。（４）常備消防施設維持管理経費、これも同様に特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当していましたが 131 万円を減額しまして一般財源 131 万円に財源振りかえをしております。2 目非常備消防費、（１）消防団運営経費 9 万円の不用額でございます。これについては非常勤の消防団員が 130 名から 125 名に減に伴う減額でございます。財源は一般財源です。（２）消防団活動経費 9 万円は不用額整理でございます。財源は一般財源です。3 目消防施設費、（１）消防活動用防火服更新事業、これは入札差金でございます。全額一般財源でございます。4 目災害対策費、（１）防災センター管理経費、これについては 23 万 4,000 円の増額補正でございますが燃料が高騰したことよっての増でございます。財源は国 23 万 4,000 円、一般財源 10 万円減。（２）白老町防災対策推進事業 67 万 5,000 円の減でございます。これについては不用額の整理でございます。財源は道費補助金 10 万円の減、一般財源 57 万 5,000 円の増でございます。

次に 71 ページでございます。10 款教育費、1 項 3 目財産管理費、（１）教職員住宅管理経費 70 万円の減額でございます。不用額整理で全額一般財源でございます。4 目指導厚生費、（１）教職員福利厚生経費 29 万 1,000 円の減額でございます。これは不用額整理で財源は一般財源でございます。5 目諸費、（１）学校支援地域本部事業 90 万円の減額でございますが不用額整理でございます。財源につきましては国庫補助金 30 万円の減、道補助金 30 万円の減、教育振興基金 6 万 1,000 円の減、一般財源 23 万 9,000 円の減となっております。（２）学力向上サポート事業 30 万円の減額でございます。これについても不用額整理でございますが、財源については教育振興基金 30 万円の減となっております。

次に 73 ページ、（３）（仮称）教師塾開講事業、これは財源振りかえでございます。これは道費補助がついたことに伴いまして教育振興基金 50 万円を財源振りかえしております。2 項 1 目学校管理費、（１）小学校施設管理経費 6 万 8,000 円の増額でございます。これは一部燃料費の単価アップに伴う増額、159 万 5,000 円。その他については入札差金、不用額の整理でございます。財源的には全額一般財源でございます。（２）小学校耐震化対策事業、これについても冒頭ご説明したとおり繰り越し事業でございます。2 億 7,895 万 1,000 円の計上で消耗品につきましては事務費でございます。工事請負費としては 2 億 7,798 万円、緑丘小学校の耐震化事業でございます。面積が 6,167 平米の耐

震化の改修でございます。財源につきましては国庫補助金 9,804 万 3,000 円、地方債、1 億 8,090 万円、一般財源が 8,000 円でございます。これは補正予算対応でございますので起債は 100% 充当でございます。次に 3 項 1 目学校管理費、(1) 中学校施設管理経費 246 万 5,000 円の増で増額補正でございます。これについても燃料費の単価アップによる増額 48 万 3,000 円、光熱水費、これは電気料でございますがこれも使用料の増ということに 208 万 5,000 円の増、その他につきましては不用額整理でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に 75 ページ、(2) 三中学校統合事業 125 万 4,000 円の減額補正でございます。これについては学校管理備品の入札差金となっております。財源につきましては教育振興基金 125 万 4,000 円の減となっております。2 目教育振興費、(1) 中学校教育振興一般経費 17 万 8000 円の減額補正でございますが、補助金でございます。全日本吹奏楽コンクール北海道大会出場、当初泊まりの予定の積算で計上しましたが日帰りできる場所で行いましたのでその分減額をするものでございます。財源は一般財源でございます。4 項 1 目幼稚園費、(1) 幼稚園就園費補助金 13 万 5,000 円の減額補正でございます。これにつきましては 12 月 6 日 4 号補正で減額をしておりましたが人数変更ということでさらに減額でございます。私立幼稚園入園料と私立幼稚園の就園奨励金合わせての減額でございます。次に 5 項 1 目社会教育総務費、(1) 放課後児童対策事業経費 19 万 4,000 円でございます。これは臨時職員の指導員の賃金増と燃料費の単価アップに伴う増額でございます。財源については全額道費補助 19 万 4,000 円でございます。(2) みんなの基金事業経費 69 万 3,000 円の減額でございます。これについてはみんなの基金の補助金の活用に対するものでございまして不用額と事業の確定に伴うものでございます。財源はみんなの基金 69 万 3,000 円の減でございます。

次に 77 ページ、(3) 芸術文化活動運営経費 8 万 6,000 円減の減額でございます。補助金の減額でございます。文化団体連絡協議会 3 万 6,000 円、まなびあいバンク登録者の会が 5 万円でございます。財源は文化振興基金が 3 万 6,000 円の減、一般財源 5 万円の減でございます。2 目公民館費、(1) 中央公民館講堂資機材搬入口改修事業 14 万円の減額でございますが、これについては入札差金でございます。財源は一般財源でございます。(2) 中央公民館屋根改修事業 182 万円の減額でございます。これについても入札差金でございます。これについても財源は国庫補助金 182 万 1,000 円、一般財源が 1,000 円の増でございます。3 目図書館費、(1) 図書館運営経費 1 万 3,000 円の減額補正でございます。これについては委員会報酬等を社会教育委員会に統合したためこの経費を全額減額するものでございます。財源は一般財源でございます。6 目高齢者学習費、(1) 高齢者教育事業経費 11 万円の減額補正でございます。これは不用額でございます。財源は一般財源でございます。

次に 79 ページ、6 項 1 目保健体育総務費、保健体育推進経費 1 万 9,000 円の減額でございます。これについても先ほどの説明のとおり委員会報酬、社会教育委員会に統合したことによってのスポーツ審議会の廃止というので 1 万 7,000 円の減、旅費についても不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(2) 体育協会運営経費 12 万 4,000 円の増額でございます。これについては補助金でございます。第 38 回全日本クラブ選手権大会全国大会に出場の WEED、それから第 29 回全日本ゲートボール選手権大会、ゲートボール協会様の補助でございます。これは大会参加奨励費とし

て体育協会に補助するものでございます。財源は全額一般財源でございます。（３）スポーツ団体支援事業経費 30 万 4,000 円の増額でございます。これについては補助金でございますが児童・生徒スポーツ大会派遣費で、第 45 回北海道アンサンブルコンクール出場、これは白老中学校でございます。それと全道フットサル選手権大会、FC しらおいの参加経費に伴う補助でございます。全額一般財源でございます。２目体育施設費、（１）体育施設指定管理経費 316 万 9,000 円の増でございます。これについては委託料でございますが燃料費の高騰に伴いまして体育協会に 91 万 3,000 の増、それから町民温水プールに対しては 225 万 6,000 円を委託料として増額するものでございます。財源は全額一般財源でございます。（２）はまなすスポーツセンター地下消火栓ポンプ改修事業、1,000 円の不用額でございます。これについては入札差金でございます。財源は一般財源でございます。（３）町民温水プールボイラー改修事業 22 万 3,000 の減でございます。これについても入札差金でございます。財源は国庫補助金 22 万 3,000 円の減でございます。それから 7 項 1 目給食センター管理運営費、（１）給食センター運営管理経費 25 万 3,000 円の増額補正でございます。これについては修繕料として軟水機のイオン樹脂取りかえと昇降式消毒保管庫側面盤の取りかえに係る経費でございます。全額一般財源でございます。

次に 81 ページ、11 款災害復旧費、2 項 1 目林業施設災害復旧費、（１）町有林作業道災害復旧費 9 万 6,000 円の減額補正でございます。これは委託料の不用額でございますが、財源については備荒資金支消金 119 万 4,000 円の増、地方債が 10 万円の減、一般財源が 119 万円の減となっております。

12 款公債費、1 項 1 目元金、（１）長期債元金償還費 13 億 9,700 万 8,000 円の増額補正でございます。これにつきましては本日の後にまた議案提出で申し上げますけれども、第三セクター改革推進債の償還期間延長に伴う経費でございます。このたび国のほうに申請をいたしておりますがまだ国のほうからは許可がおりていない時点でございますが、事前にこれの経費を計上しております。許可権者の北海道のからは許可見込みをいただいておりますので多分今週にははっきりわかると思われまます。この経費が 13 億 9,550 万円でございます。申請は当初財政健全化プランでは 15 年間の期間延長を見込んでおりましたが、国とのいろいろな協議の結果このたび 20 年に償還を延長することで協議が整いまして申請をしております。それに伴って借りかえをするための経費でございます。残りの残 150 万 8,000 円につきましては商工費でご説明申し上げましたが平成 24 年 12 月会議におきまして縁故債の借りかえを行うという提案を行っていたところ、諸事情によって一括の借りかえはできなくなり金融機関との利息の協議を行って金利の書きかえにに応じていただきました。それによって当初昨年の今の時期でございましたので予算編成については借りかえを前提に予算編成をしていたために元金がわずかながらでございますけれども減った状況でございますのでこのたび補正をさせていただきます。この財源につきましては使用料 114 万円の増、地方債 113 億 9,550 万円の増、一般財源 263 万 2,000 円の減となります。

次に 2 目利子、（１）長期債利子支払費 992 万 6,000 円の増額補正でございますが、これも今ご説明したとおり元金の残 150 万 8,000 と同様のものがございます、借りかえに伴う交渉をして借りかえができなく金融機関との協議の結果、金利の引き下げは行いましたが全額借りかえということでの

予算編成を組んでいたものですから 992 万 6,000 円が足りなくなり、このたび補正をさせていただくということでございます。(2) 一時借入金利子支払費 150 万円の減額補正でございます。これにつきましては資金運用を各基金でとり行っておりまして本年度も当初見込んでいたものよりも利子が減額できるということで 150 万円を減額するものでございます。財源は一般財源でございます。

83 ページ、13 款給与費、1 項 1 目給与費、(1) 職員等人件費 3,107 万 9,000 円の減額でございます。これについては昨年の予算編成時以降に退職者が出たということから執行残が出て、このたびその分を減額するものでございます。給与 1,938 万 9,000 円、共済費 1,169 万円を減額いたします。財源につきましては道補助金 55 万 3,000 円、財産収入 617 万 4,000 円の増、一般財源が 3,780 万 6,000 円の減となります。

次に 14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金でございます。2,933 万 6,000 円の増額でございます。これについては各基金の利子の精査によつての減額が一部わずかながら発生するものと教育振興基金積立金 50 万円、寄附金、これは室蘭信用金庫様からを積み立てるものでございます。続いて文化振興基金寄附分 252 万円の積立金につきましては、苫小牧信用金庫様からの 250 万円分と福岡県の藤村様の 1 万円、千葉県の畑様からの 1 万円を合わせて 251 万円の積立といたします。85 ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金につきましては、追加交付として 122 万円が追加となり執行残分としては 10 万円、合わせて 132 万円を積み立てするものでございます。次に地域の元気臨時交付金基金積立金、本年度も追加交付ございまして 1,633 万 3,000 円が追加交付、残り本年度に充当した執行残 889 万円を合わせて 2,522 万 3,000 円を基金につき積み立てるものとしたします。これで歳出のほうの説明が終わりましたが歳出の中で特定財源をご説明申し上げましたので歳入では一般財源を説明申し上げます。10 ページをお開きください。

○議長(山本浩平君) 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 08 分

再 開 午前 11 時 19 分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは安達財政担当課長続けて説明をお願いいたします。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 歳入に入る前に大変申しわけないのですが、私 83 ページで教育振興基金積立金 50 万円、寄附室蘭信用金庫と言ってしまったと思うのですが、苫小牧信用金庫様から 300 万円のうちの 50 万円でございますので訂正をさせていただきたいと思っております。それと 33 ページの歳出の中で下段のほうの表の定例表彰等経費の下の(2) 庁舎管理経費 24 万 5,000 の減とございますが、間違いがございまして、ここは正しくは職員管理事務経費。大変申しわけございません。庁舎ではなくて職員管理経費に大変申しわけないのですが訂正お願い申し上げます。大変申しわけありません。金額は大丈夫でございます。

それでは 10 ページの歳入でございます。1 款町税、1 項 1 目個人でございます。1 節現年度課税分 1,238 万 4,000 円の減でございますが本年度の町民税のほぼ確定に伴う実績見込みで減額するもので

ございます。2節滞納繰越分 117 万 7,000 円の増でございますが、これにつきましては当初調定額 19 万 6,000 円と見込んでおりましたが滞納繰越分が大幅にふえまして 8,174 万 6,000 円になったことにより、その分増額になったことから徴収分もふえてまして 117 万 7,000 円の増額になっております。

次に 2 目法人、現年度課税分 400 万 4,000 円は本年度の実績は 1 月まで確定しておりますが、2 月、3 月分はまだ見込みの予定を加えますと予算よりも 400 万 4,000 円が減額予定となっておりますので減額をいたします。2 項 1 目固定資産税、現年度課税分 3,042 万 5,000 円の増額でございますが、これは当初見込んでいた税収よりも相当予算編成では減収されるという見込みのもとに作成しておりましたが、増額されたことに伴いましてこのたび最終確定として 3,042 万 5,000 円を増額するものでございます。

次に滞納繰越分 303 万 1,000 円については、当初調定を 2 億 478 万 3,000 円で見えておりましたが繰り越されたものが 1 億 9,651 万円と減ったことに伴うものと一部徴収率の低下に伴いまして 303 万 1,000 円が減となります。

4 項 1 目町たばこ税、現年度課税分 280 万円の減でございますが、これについても当初見込んでいた売り渡し本数が消費の減少から減額するものでございます。

9 款国有提供施設等所在町助成交付金、1 項 1 目特定国有提供施設等所在町助成交付金でございますが 104 万 6,000 円の増額補正でございます。これは防衛施設の土地建物でございますが、固定資産税の代替措置のものでございまして確定したものでございます。

次に 13 ページ、10 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 24 万 7,000 円の減額でございます。これは所得税が税源移譲された結果、住宅借入に伴う特別控除の減収分を補てんする交付金でございますが、このたび確定により減額をするものでございます。

次に 11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 1 億 3,308 万 9,000 円の増額補正でございますが、これについては前回までの補正で留保していた 1 億 2,944 万 3,000 円にこのたび追加補正 364 万 6,000 円が交付されましたので全額留保していたものをこのたび補正するものでございます。これによって増額分を留保したものは残額ゼロとなります。

次に 24 ページをお開きください。17 款財産収入、2 項 1 目不動産売払収入の土地売払収入でございます。2,621 万 8,000 円の減でございます。これについては町有地の売り払い、子育て支援給付に伴うものが売却済みと一部一般会計でも売却されたものがございまして、当初計上したものが売り払いできなくなったということでこのたび 2,621 万 8,000 円を増額補正するものでございます。次に 2 目物品売払収入 20 万 5,000 円でございますが、これは石山町有林の竹の売却と北海道が行っている治山工事に伴う一部伐採による流木売払と萩の里の北電の送電線のほう下の伐採に伴う経費合わせて 20 万 5,000 円を増額補正するものでございます。3 目生産物売払収入 700 万円の減は先ほどバイオマスのほうでご説明申しあげましたが、7,000 トンから 5,800 トンということで 700 万円の減となっております。

次に 18 款寄附金、1 項 1 目寄附金、指定寄附金 292 万円でございます。社会福祉基金 10 万円の減は当初計上しておりましたが寄附がなかったということで減額するものでございます。文化振興基金

については 252 万円の補正でございます。これについては苫小牧信用金庫様から 250 万円、福岡の藤村様から 1 万円、千葉県の実業家様から 1 万円合わせて 252 万円。教育振興基金では 50 万円、これは苫小牧信用金庫様からの 50 万円となっております。次に一般寄附金 5 万円につきましては苫小牧市の高田様からの寄附金でございます。

26 ページをお開きください。19 款繰入金でございます。1 項 9 目他会計繰入金 2 億 2,000 万円の減額補正でございます。これは当初の本年度予算で収支不足に伴いまして水道会計から借入れを行うという予定でございましたが、今回の補正で財源確保されましたので 2 億 2,000 万円は借入れをしないということの減額補正でございます。次に 12 目財政調整基金繰入金 5,888 万 9,000 円の増額補正でございます。これで前回までの財政調整基金の残高 1 億 4,140 万円からこのたび 5,888 万 9,000 円を繰り入れるということで残金につきましては 8,251 万 1,000 円になります。この措置を行った結果、地方交付税で 1 億 3,308 万 9,000 円、財政調整基金で 5,888 万 9,000 円、町税で 932 万 3,000 円、合計 2 億 130 万 1,000 円の歳入の財源補正をし歳出側では不用額の整理で一般財源を集計しますと 2,357 万 9,000 円の削減が図られ、このたび収支均衡が図られることになりまして、先ほど説明申し上げたとおり 2 億 2,000 万円の収支不足については借りないで財政運営できることとなりました。今のところを繰り返しますが、地方交付税で 1 億 3,308 万 9,000 円、財政調整基金で 5,888 万 9,000 円、町税全体で 932 万 3,000 円、これを合わせまして 2 億 130 万 1,000 円です。この歳入額の補正と歳出側では逆にきょうご説明の一般財源を集計しますと不用額で 2,357 万 9,000 円が歳出側で減ります。ですから 2 億 2,000 万円分の調整は収支均衡を図ることができたことによって借りなくてもすむような状況ができたわけでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 1 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって議案第 1 号の議案説明を終わります。

日程第 2、議案第 2 号 平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 2 号でございます。平成 25 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 7,590 万 8,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 4,440 万 4,000 円とする補正でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。8 ページをお開きください。歳出、2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 4,035 万 8,000 円の増額補正

でございます。医療費の増による増額でございます。財源につきましては国庫支出金の減額、療養給付費等交付金の増額、前期高齢者交付金の減額、道支出金の増額でございます。2目退職被保険者等療養給付費 156 万 1,000 円の増額補正でございます。医療費の増による増額でございます。財源につきましては療養給付費等交付金の増額でございます。

続いて2項1目一般被保険者高額療養費 202 万 3,000 円の増額補正でございます。高額医療費の増による増額でございます。財源につきましては国庫支出金、道支出金の減額、共同事業交付金の増額でございます。2目退職被保険者等高額療養費 346 万円の増額補正でございます。高額医療費の増による増額でございます。財源につきましては療養給付費等交付金の増額でございます。

10 ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金 23 万 4,000 円の増額補正でございます。支援金の概算支払額が確定したことによる増額でございます。財源につきましては国庫支出金の増額でございます。7款共同事業拠出金、1項3目保険財政共同事業拠出金につきましては財源振りかえでございます。保険財政共同安定化事業交付金が確定したことに伴う財源振りかえでございます。8款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましてはこれも財源振りかえでございます。国及び道の特定健康診査等負担金の概算額が決定したことに伴う財源振りかえでございます。

12 ページをお開きください。10款公債費、1項1目利子、一時借入金利子 68 万 3,000 円の減額補正でございます。一般会計・特別会計からの運用をいただいたことにより一時借入金を圧縮したことによる利子の減でございます。11款諸支出金、1項3目償還金 2,455 万 3,000 円の増額補正でございます。内訳につきましては過年度分 24 年度分でございますけれども国民健康保険療養給付費等負担金の額の確定により国庫負担金の超過交付額 1,998 万 7,000 円の返還でございます。もう1点は12月12日開催の産業厚生常任委員会でご報告いたしました会計検査院実地検査において地方単独医療費の波及増分の減額調整率の算定方法の誤りを指摘されたことから、平成18年度から21年度分の国庫負担金等の過大交付額 456 万 6,000 円を返還するものでございます。財源につきましては国庫支出基金の増額でございます。続いて2項1目直営診療施設勘定繰出金（1）国民健康保険病院事業会計繰出金 440 万 2,000 円の計上でございます。内容は救急患者受入体制支援事業及び医師等確保支援事業に対して特定調整交付金の助成を受けるものであります。国民健康保険担当を経由して申請するもので町立病院会計に繰り出しするものでございます。財源につきましては国庫支出金を全額充当するものでございます。次に4ページをお開きください。歳入でございます。2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金 1,121 万 1,000 円の増額補正でございます。一般分療養給付費で当初計上のある実績見込みによる増額でございます。2目高額療養費共同事業負担金 181 万 7,000 円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。3目特定健康診査等負担金 11 万 2,000 円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。2項1目財政調整交付金 4,932 万 8,000 円の減額補正でございます。国保会計の収支差額見合い分を計上しております。単年度の赤字額 6,689 万 9,000 円を見込んでおります。3款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金 6,827 万 7,000 円の増額補正でございます。退職医療に係る交付金で現年度分で概算交付見込みによる増額で

ございます。

6 ページをお開きください。4 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 70 万円の減額補正でございます。交付金が確定したことによる減額でございます。5 款道支出金、1 項 1 目高額療養費共同事業負担金 181 万 7,000 円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。

次に 2 目特定健康診査等負担金 11 万 2,000 円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。2 項 1 目北海道国民健康保険調整交付金 4,472 万 6,000 円の増額補正でございます。調整交付金の交付見込みによる増額でございます。7 款共同事業交付金、1 項 1 目共同事業交付金、2,418 万円の増額補正でございます。80 万円を超える高額医療費に係る交付金が確定したことによる増額でございます。2 目保険財政共同安定化事業交付金 1,860 万円の減額補正でございます。30 万円を超える高額療養に係る交付金が確定したことによる減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 2 号の議案説明を終わります。

日程第 3、議案第 3 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 3 号でございます。平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 494 万 5,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,272 万 2,000 円とする補正でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

6 ページをお開きください。歳出、2 款分担金及び負担金、1 項 1 目広域連合分布金、（1）広域連合負担金 494 万 5,000 円の減額補正でございます。内容につきましては後期高齢者医療保険料負担金は被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付しますが、被保険者数の伸びを勘案し広域連合から保険料総額が算定され、それをもとに当初予算に計上しましたが保険料の実績見込みによる精算で 500 万円の減額でございます。後期高齢者医療事務費負担金は本年度分の概算額確定による 5 万 5,000 円の増額でございます。

4 ページをお開きください。歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料、1 項目後期高齢者医療保険料 500 万円の減額補正でございます。内訳は現年分の特別徴収保険料の実績見込みによる減額でございます。続きまして 3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5 万 5,000 円の増額補正でございます。内容は本年度分の広域連合事務負担金の概算額の確定による増額でございます。以上で説明を終

わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは、議案第4号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は主に不用額等の整理でございますが歳入歳出それぞれ2,434万円を減額し総額を11億1,677万2,000円とする補正でございます。補正の内容につきましては歳出のほうからご説明いたします。

事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費88万円の減額。（1）水洗便所普及排水整備促進経費については貸付実績の減に伴う生産減額でございます。2目下水道維持管理費110万円の減額。（1）管渠維持管理経費については管渠清掃実績等による執行残の整理でございます。（2）管渠維持管理事業については入札差金等による不用額の整理でございます。2項1目下水道施設費751万3,000円の減額。（1）管渠及び処理場整備費（公共下水道）については13節の委託料、15節の工事請負費ともに入札差金等による執行残の整理でございます。2款公債費でございます。12ページのほうをお開きください。1項1目元金1,484万7,000円の減額。（1）長期債元金償還費については当初予定した一部民間資金の一括借りかえを個別交渉による利下げに切りかえて対応したことにより借りかえ実施時に必要としていた繰上償還用の元金見合い分が不用となったことによる整理でございます。続いて歳入のほうに移ります。

6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目下水道使用料につきましてはさきに説明した歳出の不用額整理により減額調整をするものでございます。3款国庫支出金につきましては事業費の確定に伴う補助金の精算でございます。6款3項1目貸付金元金収入につきましては水洗便所改造資金の貸付実績に伴う元金の減でございます。5項1目消費税還付金につきましては確定申告に伴う還付でございます。

次に8ページのほうをお開きください。7款1項1目下水道債については対象事業費の確定による減額を計上するものでございます。

次に4ページに戻っていただきます。「第2表 債務負担行為補正」につきましては水洗便所改造資金の新規貸付実績見合いによる減額でございます。5ページの「第3表 地方債の補正」につきましても事業費の確定に伴う限度額の補正でございます。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 議案第5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を増額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,749万9,000円とするものであります。

次2ページをお開き願います。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。それでは歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。1款港湾機能施設運営費、1項1目港湾機能施設運営費24万6,000円の増額でございます。説明欄（1）の11節需用費は修繕費26万円の増額で上屋の消防ホースの修繕料でございます。13節委託料、船舶給水業務委託料2万7,000円の減額と消防設備保守点検業務委託料の入札差金2,000円の減額で合わせて2万9,000円の減額でございます。27節公課費は消費税納付額1万5,000円の増額でございます。

続きまして2款公債費、1項1目元金、23節長期債元金償還金1万4,000円の減額でございます。昨年実施した水道工事の起債額の減によるものでございます。2目利子、23節長期債利子償還金5万円の増額でございます。以上が歳出の内容でございます。

4ページにお戻りください。歳入のご説明をさせていただきます。1款使用料及び手数料、1項1目港湾使用料47万9,000円の増額でございます。説明欄の公共上屋使用料が78万1,000円の増額でございます。ソーラーパネルの一時保管として3カ月間ご利用いただきました。

次に船舶給水施設使用料30万2,000円の減額でございます。当初予算で見積もった船舶給水の減少と作業船の給水減少によるものでございます。2款財産収入、1項1目財産貸付収入114万8,000円の増額でございます。公共事業の補正予算に伴う用地貸付の増によるものでございます。3款繰入金、1項1目他会計繰入金134万5,000円の減額でございます。上屋使用料及び土地貸付収入の増額による減額でございます。以上歳入の説明の内容でございます。簡単ではございますがこれで説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）の議案につ

いて説明をお願いいたします。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第6号でございます。平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し総額を316万1,000円とするものでございます。

次のページでございますが「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。歳出から6ページお開きいただきたいと思います。第2款公債費、1項公債費、1目元金1万1,000円の増額でございます。

次に歳入の説明4ページをお開き願います。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓園使用料77万9,000円の減額でございます。墓地使用許可の実績による減額でございます。2款繰越金、1項1目繰越金は前年度繰越金57万9,000円の増額でございます。4款繰入金、1項1目他会計繰入金は21万1,000円の増額でございます。使用料収入の不足を一般会計により繰り入れをするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議案第7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ3,332万8,000円を減額し歳入歳出の総額18億9,805万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。それでは歳入歳出事項別明細書の歳出から説明を申し上げます。

8ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費10万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては不用額の整理と介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額で改修費用費の2分の1が国庫補助金でございます。2項2目認定調査費99万1,000円の減額補正で、これにつきましては認定調査員1名が年度途中で退職したことに伴う共済費及び賃金の減額によるものでございます。2款保険給付費、1項1目介護給付費789万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては1カ月当たりの在宅利用者410人の見込みに対して442人と増加しておりますが、訪問系サービスが増加している反面、療養型医療施設サービスが減少していることから

減額するものでございます。

10 ページをお開きください。2目介護予防給付費 79 万円の減額補正でございます。これにつきましては1カ月当たり利用者数 194 人の見込みに対し 235 人と増加しておりますが、当初見込んでいた利用サービスが減少したことによるものでございます。3目審査支払手数料 10 万 5,000 円の増額補正で、これは国保連合会における審査手数料で実績見合いによる増額でございます。2項1目高額介護サービス費 847 万円の減額補正で、当初と比較しまして対象者数の減少によるものでございます。3項1目特定入所者介護サービス費 1,115 万 5,000 円の減額補正でございます。これにつきましては介護保険施設入所者の食費及び居住費の低所得者に対する補足給付を行うもので、対象者数の減少によるものでございます。

12 ページをお開きください。3款地域支援事業費、1項1目介護2次予防高齢者施策事業費 190 万円の減額補正で、2次予防高齢者に対する通所介護予防委託料の減額でございます。2目介護1次予防高齢者施策事業費 27 万 6,000 円の減額補正で、高齢者健康づくり事業経費の不用額整理の減額でございます。2項3目任意事業費 206 万円の減額補正であります。この主な内容は生活保護やそれに準ずる方の審判請求のための町長申し立て件数が現在までゼロ件であるため、成年後見人報酬の減額と食数の減少に伴う配食サービスの委託料の減額でございます。これで歳出を終わらせていただきます。

次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。歳入でございます。2款分担金及び負担金、1項1目地域支援事業負担金 307 万 7,000 円の減額補正で、介護2次予防高齢者通所介護事業負担金及び配食サービス事業負担金の減額でございます。3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金 9 万 6,000 円の減額補正でございます。これは交付内示額に対する整理で国の負担割合は施設分 15%、その他分が 20%でございます。2項1目調整交付金 222 万 4,000 円減額で、交付内示額に対する整理でございます。4目介護保険事業補助金 15 万 2,000 円の増額で、歳出でご説明しました介護保険システム改修に伴う補助金でございます。ページをまたいで6ページをお開きください。4款道支出金、1項1目介護給付費負担金 2,013 万 4,000 円の減額補正でございます。これは交付内示額に対する整理で道の負担割合は施設分が 17.5%、その他分が 12.5%でございます。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金 963 万 7,000 円の減額で交付内示額に対する整理で、支払基金の負担割合は 29%でございます。7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金 352 万 5,000 円の減額補正でございます。これは介護給付費に対する一般会計負担分で負担割合は 12.5%でございます。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業分）につきましては 24 万 6,000 円の金額で、町負担割合は 12.5%でございます。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業分）でございます。16 万 1,000 円の増額で町負担割合は 19.75%でございます。4目その他一般繰入金 103 万 7,000 円の減額で、歳出でご説明しました総務費に係る一般会計繰入金でございます。1項1目介護保険基金繰入金 633 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては介護給付費見込み額に対する道負担金の交付額が調整率によって少なく交付されることによる事業基金の繰入金でございます。以上説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。13ページ、地域自立生活支援事業経費の中の報酬の中に委員等報酬、成年後見人報酬の部分がございましたが、このところの中身をもう一度詳しく説明していただきたいのですが。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今のご質問の部分につきましては町申し立ての部分のところでございます。先ほどご説明しましたが実際の対象者となります方につきましては生活保護法の方、またはそれに準じる低所得者の方がお一人でお暮らしになっていて認知症などで判断等がなかなかできないという問題が発生したときに、4親等以内の親族の方でいらっしゃらない場合につきまして町の申し立てをすることができます。そのときにさまざまな審判を請求するための費用がここにかかるわけでございます。今年度につきましては現在お一人もいらっしゃらないということで、あと2カ月分を残した分の過去の分については減額するというところで今回補正を出しております。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。まず低所得者の方、それから生活保護の方の部分ですよね。申請に対してはその人たちの後見人に当たるのは町長なのですよね。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 実際申し立てをするのが白老町長になります。実際後見につく場合につきましては親族の方がいらっしゃらない場合につきましては、裁判所のほうの判断として専門職になるケースが多い形になると思います。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、議案第8号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第8号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。今回の補正予算につきましては歳入歳出それ

ぞれ 43 万 9,000 円を追加し総額 5,170 万 1,000 円とするものであります。寿幸園を建設するために借り入れた地方債の元金と利息を返済するために一般会計からの繰入金とホテルコストを充てておりますが、入所者の長期入院などによりホテルコストが減少したことに伴う補正でございます。

2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでありますので説明を省略させていただき、歳入歳出事項別明細の歳出から説明いたします。

8 ページをお開きください。2 歳出、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 45 万 7,000 円の増額で、これにつきましてはボイラー設備の修繕料でございます。2 款基金積立金、1 項 1 目特別養護老人ホーム事業基金積立金 1 万 8,000 円の減額で、特別会計事業基金の運用利息の減額であります。3 款公債費、1 項 1 目元金につきましては財源振りかえでホテルコスト 39 万 5,000 円の減少に伴い歳入の諸収入を減額し事業基金を同額増加させるものであります。続きまして歳入をご説明いたします。

4 ページをお開きください。1 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 1 万 8,000 円の減額で歳出で説明したとおりでございます。2 款繰入金、2 項 1 目特別養護老人ホーム事業基金繰入金 85 万 2,000 円の増額で、歳出でご説明いたしましたボイラーの修繕料とホテルコスト減少に伴う長期債元金であります。今回の暮れに繰り入れによりまして事業基金の残高は約 2,040 万円となります。3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1,000 円の減額で前年度繰越金の減額であります。4 款諸収入、1 項 1 目雑入 39 万 5,000 円の減額でホテルコストの実績見合いの減額であります。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 8 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 8 号の議案説明を終わります。

日程第 9、議案第 9 号 平成 25 年度白老町水道事業会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第 9 号 平成 25 年度白老町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正は当初予算の編成時よりも起債借り入れ時点での利率が低利となったため、元利均等払いである起債償還の利子の部分としましては減額となったのですが、元金について償還額が増加したためその不足分について増額補正を行うでございます。この補正に伴い予算書第 4 条本文括弧書き中の資本的収入が資本的支出に対し不足する額とその補てん財源である損益勘定留保資金の額の改正を行い、また資本的支出の予定額についても増額を行うものでございます。

次に補正内容についてご説明いたします。9-3 ページ、補正予算説明書をお開きください。資本的支出、1 款 2 項 1 目企業債償還金において不足する額 6 万 8,000 円を増額し総額を 8,554 万 7,000 円とするものでございます。9-2 ページ、実施計画書については記載のとおりですので説明は省略させていただきます。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

佐藤病院事務次長。

○病院事務次長（佐藤 聡君） 議案第10号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては他会計からの繰入金440万2,000円を歳入として増額補正するものでございます。第1款の病院事業収益につきましては既決予定額9億9,049万4,000円に440万2,000円を追加し、9億9,489万6,000円とする内容になってございます。10-2ページの実施計画につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。10-3ページの収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては平成25年度において国民健康保険事業会計からは他会計補助金として440万2,000円を医業外収益に増額計上する内容となっております。内訳としましては国民健康上保険直営診療施設特別調整交付金としまして救急患者受入態勢支援事業で431万2,000円、また医師及び看護師等の確保支援事業で9万円、合わせて440万2,000円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第23号 白老子ども憲章の制定についての議案について説明をお願いいたします。

坂東子ども課長。

○教育課子ども課長（坂東雄志君） それでは議の23-1というところを開いていただきたいと思えます。

議2、議案第23号 しらおい子ども憲章の制定について。しらおい子ども憲章を次のとおり制定するものとする。平成26年2月27日提出。白老町長。

続きまして議の23-3です。議案説明を読ませていただきます。しらおい子ども憲章の制定について。次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち明るく元気よく心身ともに健やかに成長するため、子どもが自ら主体的に行動し大人は子どもを慈しみ、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚しともに育ち合う協働型の子ども憲章制定し、町全体で子育て、子育ての機運を醸成すること目的としている。

続きまして、戻りまして 23-1 ということでしらおい子ども憲章本文を読ませていただきます。

しらおい子ども憲章～「ウレシパ（育ち合う）」

わたしたち白老の子どもと大人は、ともに信頼し合い人にやさしい町をつくるため、未来に向けて夢や希望をもち、明るく元気に生きていくことを誓い、町制施行 60 周年の節目にしらおい子ども憲章を定めます。

子どもは、

- 1 いじめや差別をなくし 自分の命とともにすべての人の命を大切にします。
- 2 相手への思いやり・やさしさ・感謝の心を忘れません。
- 3 きまりを守り 責任を持って行動します。
- 4 夢や希望をもち 自ら努力し未来をつくります。
- 5 すすんで元気よく あいさつをします。
- 6 自然を大切に し 歴史や文化を学びます。

大人は

- 1 一人ひとりを尊重し 命を守ります。
- 2 子どもの心に寄り添い ともに考え成長を支えます。
- 3 子どもから信頼され 手本となるよう行動します。
- 4 夢や希望をもって 生きる姿勢を示します。
- 5 子どもの笑顔あふれる 地域社会をつくります。
- 6 豊かな自然を守り 歴史や文化を伝えます。

補足説明いたします。さきの全員協議会では 2 回の集中審議をいただきまして誠にありがとうございます。全員協議会に提出しました憲章の中身を 1 点だけ変更をしております。それはこの議の 23-1 をもう一度見ていただきたいと思えます。子どもはのどころの 1 です。いじめや差別というところ、原案では差別やいじめという文言にしていたのですが、これを入れかえましていじめや差別ということにしております。これはいじめというのがやっぱり子どもたちにとって当然非常に身近な問題でありますし、非常に大切ないじめ防止ということで教育委員会でも 1 月に防止方針をつくりましたし取り組みの強化を進めています。またいじめゼロということも進めております。そして差別という問題はいじめをもっと大きい概念で捉えると。ですから言葉の並びとしては小さい概念から大きな概念というような言葉の並びになると思えますので、そこでいじめや差別というように入れかえたものです。またそれぞれ今回全員協議会の中でもいろいろご議論いただきました。それも踏まえましていじめや差別という形にその部分だけ修正させていただいております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

議案第 23 号の議案に関する質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 23 号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。日程第 12 から日程第 22 までの条例の新制定・一部改正 13 件の議案説明についてであります。議案第 24 号、25 号については新制定でありますので全文を朗読し説明させることとし、議案第 26 号から議案第 36 号は条例の一部改正であり改正条文の朗読を省略し議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第 12、議案第 24 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

中村活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 24 号でございます。白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定についてでございます。

この条例は新たに条例を制定するものでございますので条例全文を朗読いたします。

白老町暴力団排除の推進に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、白老町（以下「町」という。）における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の制度責務も明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。
- （3）暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- （4）町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- （5）事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行うもの及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- （6）町民等 町民及び事業者をいう。
- （7）暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることも認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(町の役割)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「道警察」という。）並びに法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 町は、道が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、道警察及びその他の関係行政機関に対し、当該情報提供するものとする。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、町又は道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、その発注する建設工事、その他の町の事務又は事業（以下、「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方（以下、「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務遂行に当たっては暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者からの不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、道警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用の不許可等)

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下、「町長等」という。）は、公の施設（町が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の利用を許可しないものとする。

2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第8条 町は、町民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組み、並びに町民等それぞれが連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、道警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 町は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校という。）において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切に措置を講ずるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行う必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 町民は、債権回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第11条 町民は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

2 町民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(広報及び啓発)

第12条 町は、町民等が暴力団の排除の必要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附則

この条例は平成26年4月1日から施行する。

次に、議案説明でございます。平成24年8月に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が一部改正され、暴力団排除に関して地方公共団体の責務が新たに規定されたことに伴い、本町としても町と町民等が一体となって暴力団の排除を推進して地域経済の健全な発展に寄与し、町民の安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、本条例を制定するものである。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第24号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第24号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第25号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議案第25号です。白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

制定条例ですので全文を朗読いたしますが先に議案説明から説明させていただきます。25-3のほうをお願いいたします。議案説明です。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の施行に伴い消防組織法の一部が改正され、これまで法令に定められていた消防長及び消防署長の必要な資格について条例で定めることとされたことから、消防長及び消防署長の資格を定めるため、本条例を制定するものであります。

消防長及び消防署長の職は特殊な職でありまして一定の経験年数等を定めているのですが、現在までは政令により定めていたのですが、地域の自主自立を高める法律ということで、これを町条例にて制定することとなったものであります。

1ページのほうへ戻っていただきまして条文を読ませていただきます。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格について定めるものとする。

（消防長の資格）

第2条 法第15条第2項に規定する消防長の職に必要な条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機会における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- (3) 町の行政事務に従事した者で、白老町課設置条例第1条に規定する課及び局の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
- (消防署長の資格) 法第15条第2項に規定する消防署長の職に必要な条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上はあったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防長が定める教育訓練の消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く)であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附則

この条例は平成26年4月1日から施行する。以上です

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第25号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第25号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) 議案第26号です。消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

消費税等の税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い改正する条例につきましては、白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例、白老町水道事業給水条例、白老町下水道条例、白老町港湾施設管理条例、白老港の港湾区域内の水域及び公共空地の占用等徴収条例、白老港の海岸保全区域占用料及び土石採取場徴収条例の6本の条例でございます。

次に議案の説明です。議の26-7をご覧ください。平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い消費税の適正な転嫁を行うべく本町の関係条例を整理する必要があ

ることから本条例を制定するものであります。

具体的な改正内容につきましては議の 26-8 からの新旧対照表となります。新旧対照表の説明につきましては順次各担当課長のほうから行うことといたします。

最初に白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例についての新旧対照表の説明であります。議の 26-8 をご覧ください。改正前、左側の表であります。廃棄物の処理区分、し尿の収集運搬及び処分、し尿処理手数料 10 リットルにつき 69 円を、改正後、右側の表になります。70 円 74 銭に改正するものであります。

なお、施行日につきましては平成 26 年 4 月 1 日からの施行とするものであります。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは私のほうから水道と下水道の改正部分について新旧対照表により説明いたします。

議 26-9 ページをご覧ください。水道料金関連の改正となります。初めに附則別表の改正ですが、これは平成 28 年 3 月 31 日までの期間限定で基本料金を 300 円減額している現在の料金表となります。左が改正前、右が改正後になりますが、例として申し上げますと口径 13 ミリのメーター使用の家庭で 1 カ月に使用水量が 5 立米までの基本料金については現在 1,050 円のものが改正後は 1,080 円となり、使用水量が 6 立米から 8 立米までのものについては現在 1,312 円 50 銭のものが 1,350 円に改正となるものでございます。また 9 立米から 100 立米までの従量料金については 1 立米につき 157 円 50 銭であるものが改正後は 162 円となるものでございます。以下同様に記載のとおりでございます。

次に別表第 1 の改正でございますが、これは給水装置の新設工事の場合、町のほうに管理費としてそれぞれのメーター口径に応じた額をお納めいただいているものでございますがその部分についての改正であり、例としてはメーター口径が 13 ミリの場合は現在 3 万 3,600 円の管理費が改正後は 3 万 4,560 円に変更となるというものでございます。以下は口径ごとに記載のとおりとなります。

次のページ議 26-10 ページになりますが、別表第 2 の改正です。こちらにつきましては本来の水道料金の料金表となりますがその部分についての改正でございます。例といたしましては口径 13 ミリのメーター使用の家庭で 1 カ月の使用水量が基本料金内であるものについては 1,627 円 50 銭のものが改正後は 1,674 円に変更になるというものでございます。また 100 立米までの従量料金については 1 立米につき 157 円 50 銭の料金が改正後は 162 円となるということでございます。以下同様に記載のとおりとなります。

次に議 26-11 ページのほうをご覧ください。こちらは下水道使用料の改正でございます。一般家庭を例に申し上げますと 50 立米までの汚水排水量が 1 立米につき 195 円 30 銭であったものが改正後は 200 円 88 銭に変更となるというものでございます。以下同様に記載のとおりでございます。私からは以上でございます。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 続きまして白老町港湾施設に関する条例改正ですので私

が説明させていただきます。

ページ議 26-12 をお開き願います。白老町港湾施設管理条例新旧対照表でございます。改正後でございます。これはけい留施設使用料で9円は変わりませんが、ただし外交船舶を除く船舶については総トン数が1トンまでごとに72銭を加算した額とするということになります。

続きまして2の港湾施設用地等使用料でございます。この工作物の設置に係る占用の場合、主に電柱の占用でございますが、1カ月以上の場合は消費税の対象となりませんが1カ月未満の占用の時だけ消費税の対象になります。1カ月以上の占用の例えば第1種電柱1本1年につき770円ですが、これが1カ月未満ですと831円60銭ということになります。おのおのなっています。

次のページですが4の上屋施設使用料です。これが一般使用料は(1)16円30銭に消費税率100%転嫁して17円60銭、(2)48円90銭が52年80銭、(3)97円80銭が105円60銭、(4)195円60銭が211円20銭に改定となります。

次に専用使用料は基本の496円に消費税率を転嫁しまして535円60銭に改定するものでございます。

次に議 26-14 ページです。白老港の港湾区域内の水域及び公共空地の占用等徴収条例新旧対照表でございます。改正後でございます。これは占用料及び土砂採取料の公共空地の占用ということで先ほどご説明したものと同一金額になります。

次の次のページをお願いいたします。これは白老港の海岸保全区域占用料及び土砂採集徴収条例新旧対照表でございますが、先ほどの港湾区域内の料金と同じとなっております。説明は以上で終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第26号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

佐藤病院事務次長。

○病院事務次長(佐藤 聡君) 議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず議 27-3 をお開きください。議案説明でございます。町立病院で発行する各種証明書及び診断書等の文書交付手数料の額は昭和59年以降改定しておらず、道内自治体病院と比較し低額であることから町立病院の文書交付手数料の額を増額するため本条例の一部を改正するものであります。また、平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い使用料及び手数料について消費税の適正な転嫁を行うため所要の整理等を併せて行うものであります。

次に別紙としまして新旧対照表を議 27-6 の後ろに議案説明用資料を添付してございますので、こ

れについて説明させていただきたいと思います。まず今回の条例改正の趣旨としまして大きく3点ございます。1点目としまして平成26年4月1日からの消費税率及び地方消費税率が5%から8%への引き上げに伴い条例第2条第2項に規定している保険適用外診療に係る使用料算定、第3項健康診断の料金、第7項予防接種の料金と第2条第2項から第8号に掲げている課税対象の使用料及び第3条に規定する文書交付手数料の額等に転嫁する消費税率の改正であります。

2点目としまして条例第2条第1項に規定している健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険適用診療等に係る使用料の算定方法、算定額及び第8項に規定の180日を超えた日以後の入院に係る費用の算定方法及び実態に適用した病棟における特別個室の文言廃止など根拠条文の整理を併せて行うものでございます。

3点目としまして町立病院で発行する証明書及び診断書等で文書交付手数料の限度額なのですが、管内の自治体病院及び他市町村の自治体病院を調査した結果、約7割の自治体病院の文書交付手数料の限度額が税抜き1通5,000円であり、町立病院としましてはこれに順次第3条の文書交付手数料ですが1通につき3,000円限度額以内から5,000円限度額以内に今回改定を行うものでございます。なお文書交付手数料の額の区分につきましては同条例施行規則にて改正を行う予定でございます。

次に議27-4、新旧対象表をお開き願いたいと思います。対象表につきましては議27-4から議27-6になっております。詳細につきましてはただいまの議案説明資料でご説明しましたので要点について説明させていただきます。

まず第2条第1項につきましては保険適用診療に係る使用料の算定方法及び算定額の根拠条文の改正でございます。

次に第2条第2項、第3項、第4項、第6号、第7項は消費税率の改正であります。

第2条第5項につきましては特別個室の文言削除及び消費税率の改正。

第8項につきましては180日を超えた日以後の入院に係る費用の算定方法の根拠条文及び消費税率の改正でございます。

第3条につきましては文書交付手数料限度額及び消費税率の改正でございます。

第4条につきましては第2条第5項の改定に伴う特別個室の文言削除でございます。

続きまして議27-2にお戻りください。附則ですがこの条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第27号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 議案書のところの説明資料の中に1つちょっと聞いておきたいことがあるのです。例えば病院に関して患者さんがセカンドオピニオンといいますか、他の病院に今一度ちょっと行きたいのだけれども紹介してくれないかというときには証明書がやっぱり必要になってくるのです。そのときの証明書の発行額というのは今の言った5,000円ぐらいの金額になっていくのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 佐藤病院事務次長。

○病院事務次長（佐藤 聰君） 現時点におきましては 3,000 円限度以内ということになってございます。

○1 番（氏家裕治君） 3,000 円以内ということで確認しておいてよろしいですか。わかりました。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 27 号の議案説明を終わります。

日程第 16、議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議案第 28 号の白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

次のページでございますが附則、この条例につきましては平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

それでは次のページの議案説明より説明をいたします。消費税率及び地方消費税率の値上げに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物を取り扱う製造所等に係る各種許可申請及び検査手数料の標準が見直されたことから、本町における当該手数料についてもこれに準拠するため本条例の一部を改正するものであります。ただ全ての検査手数料が値上げされるものでございまして、大型の施設タンク等で人件費等の積算をし直したことにより実費に変動が生じるものの改正でありまして、本町においては該当する施設はございません。

次の新旧対照表でございますが改正前改正後の下線の引かれている大型施設が対象でございます。個々の説明につきましては省略をさせていただきます。以上です。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 28 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 28 号の議案説明を終わります。

日程第 17、議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 29 号でございます。白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容については議 29-3、白老町墓園条例新旧対照表でご説明をさせていただきます。アンダーラインのところでございますが改正前第 16 条、墓所の使用は 1 戸につき 1 区画としておりましたが、

改正後第 16 条、1 戸につき 2 区画を限度とするというものでございます。

次に第 17 条第 2 項、この規定につきましては本町以外に住所を有する方に対する規定であります
が、改正前は 5 割増としておりましたが改正後 3 割増とするというものであります。

次に議 29-2 議案説明でございます。墓園の整備については昭和 48 年度より墓地公園として白老
霊園の造成及び墓所整備を行い昭和 51 年度より供用を開始し平成 11 年度及び平成 23 年度の区画増
設を経てこれまで 1,528 区画を供用してきたところであります。今後は人間関係の希薄化、核家族化
などの社会情勢の変化により永代供養墓として墓を利用する人の減少が考えられるため、区画数の制
限及び町外に住所を有する者に対する使用料の割増を見直し、さらなる利用促進を図るため本条例の
一部を改正するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 　ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 29 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　質疑なしと認めます。

これをもって議案第 29 号の議案説明を終わります。

日程第 18、議案第 30 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての議案について
説明をお願いいたします。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 　議案 30 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての
説明をいたします。議 30-2 の議案説明をご覧ください。町住宅条例に引用されている法律、配偶者
からの暴力の防止及び保護に関する法律が改正されたことによる一部改正であります。従来から対象
としていた配偶者からの暴力を受けていた被害者に加え、生活の本拠を共する交際相手からの暴力を
受けた被害者についても対象が拡大されたことから、当該被害者を町有住宅の入居資格者として定め
るための改正であります。

次に議 30-3 の新旧対照表をご覧ください。6 条の入居者資格でございます。2 号、8 号でありま
すが改正前の配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律から、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等に関する法律と変更になっております。また 2 段下の被害者または配偶者暴力防
止法等 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者に変更となっております。それと
その下段のアとイについてはアンダーラインの部分が追加となっております。 以上で説明を終了し
ます。

○議長（山本浩平君） 　ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 30 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　質疑なしと認めます。

これをもって議案第 30 号の議案説明を終わります。

日程第 19、議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それでは議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議 31-2 の議案説明書をご覧ください。事務事業の見直しの一環として白老ふるさと 2000 年の森に設置する施設のうちビジターセンター、東屋、トイレ及びバンガローについては利用者の少ない冬期間の 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までを閉鎖することとし、当該施設の閉設日に関する規定を新たに定めるため本条例を改正するものであります。

附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行いたします。

次に議 31-3 の新旧対照表をご覧ください。改正後のほうを見ていただきたいと思います。7 条の利用時間等でございます。新たに 3 項の追加であります。それと別表第 1 に備考として 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを閉設日とするという形で制定しております。以上で説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 31 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

日程第 20、議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） それでは議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議 32-2 をお聞きください。議案説明でございます。長寿祝金事業は本町に住所を有する高齢者に対し長寿を祝福し社会に貢献した労をねぎらうため祝金を贈呈しているところでございます。しかし本町の高齢化率は現在 37%を超えており、今後も上昇し続け本格的な超高齢化社会を迎えることなどを踏まえて当該事業の支給額の見直しを行うために本条例の一部を改正するものでございます。

議 32-3 の新旧対照表でございます。改正前の第 4 条第 2 号、100 歳以上の者の 6,000 円相当の長寿祝品を 2,000 円相当に改正するものでございます。

議 32-1 にお戻りください。附則でございますが、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 32 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

1 番、氏家裕治議員。

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。ちょっとくだらない質問かもしれませんが。現在 100 歳以上の高齢者の方というのは白老町に何名在籍しているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 手元に資料ございませんので正確な数字ではございませんけれども、おおむね10名くらいいるかと存じます。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の議案説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21、議案第33号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは議案第33号でございます。白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次ページ、議案説明をお開き願います。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、地方公務員法の一部が改正され、これまで法令に定められていた職員の修学部分休業及び高齢者部分休業期間の上限が廃止され、条例においてその上限等を定めることとされたことから修学部分休業の上限及び高齢者部分休業の対象年齢を定めるため本条例の一部を改正するものであります。

なお改正内容につきましては次ページの新旧対照表のとおりであります若干概要についてご説明いたします。第2条の修学部分休業の承認につきましては、職員が自発的に大学等の教育施設に就学する場合において公務の運営に支障がなく、かつ修学部分が職員の公務に関する能力の向上に資することを認めるときは1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。ただし勤務しない時間については給与を減額するという内容でございます。期間に関する文言整理でございます。

次に第5条を高齢者部分休業の承認につきましては、職員が請求した場合において公務の運営に支障がないと認めるときは申請において示した日からその定年退職日までの期間中1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。ただし勤務しない時間については給与を減額するという内容でございます。その対象年齢を定めるための改正でございます。なお本件に関する本町での実態は現在のところございません。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第33号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 33 号の議案説明を終わります。

日程第 22、議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案について一括して説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 初めに議案第 34 号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議 34-3 ページ、議案説明をお開き願います。人事院勧告に基づく高年齢層職員の昇給を抑制することのほか、本町の財政健全化に向けた取り組みとして職員の給与の自主削減を継続するとともに再任用職員については期末勤勉手当を支給しないこととするため本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表のとおりであります。改正の概要について若干ご説明させていただきます。本条例は大きく 3 点の改正でございますが 1 点目、第 4 条第 5 項につきましては、国は平成 26 年 1 月 1 日付施行として給与法が改正されております。世代間の給与配分を適正する観点から 50 歳代後半層における給与水準の上昇をより抑えるため 55 歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととしたことを受け、本町ではその基準については規則で定め決定するという内容でございます。

次に 2 点目、附則 24 項につきましては平成 25 年 4 月から 26 年 3 月まで職員の給与平均 9.5% の実施削減を行っているところでございますが、26 年 4 月から 27 年 3 月まで継続して実施するという内容のものでございます。

最後に 3 点目、附則 25 項につきましては 26 年度から採用する再任用職員の期末勤勉手当を当分の間支給しないこととする内容のものでございます。

続きまして議案第 35 号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。それと次の議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括してご説明申し上げます。

本件につきましては平成 25 年 1 月から 3 月まで、さらに平成 25 年 4 月から 26 年 3 月まで自主削減してございますが 26 年度も継続して自主削減を行うというものでございます。

簡単ではございますけれども以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 34 号から 36 号までの議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 34 号から 36 号までの議案説明を終わります。

日程第 23、議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第 38 号 白老町の字の区域の変更についての 2 議案について一括して説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 初めに議案第 37 号でございます。白老町の区域内に新たに生じた土地の確認についてであります。1 ページ、議案説明をお開き願います。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋め立てにより新たに生じた土地について地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき確認の議決を求めるものでございます。土地の変更図につきましては次ページのとおりでございます、斜線部分 3 万 3,985.31 ㎡でございます。

続きまして議案第 38 号でございます。白老町の字の区域の変更についてであります。1 ページ、議案説明をお開き願います。地方港湾白老港建設に伴い新たに生じた公有水面埋立地を白老町字萩野に編入するため地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき字の区域の変更の議決を求めるものでございます。箇所及び面積についてはさきの議案第 37 号同様、次ページのとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 37 号、議案第 38 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 37 号、第 38 号の議案説明を終わります。

日程第 24、議案第 39 号 町道路線の認定について、議案第 40 号 町道路線の廃止についての 2 議案について一括して説明をお願いいたします。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議案第 39 号 町道路線の認定について及び議案第 40 号 町道路線の廃止についてを説明いたします。議 39-2 の議案説明をご覧ください。第 3 商港区の国道からのアクセス道路として臨港道路の開通に伴い町道石山萩野通り、萩野駅前通り、前浜 6 号通りの改変があるため認定と廃止を行うものであります。

次のページの図面をお願いいたします。1 枚目なのですがけれども石山萩野通りでございます。破線の部分が廃止する部分でございます。そして実線の部分が改めて認定する部分であります。破線の廃止する部分で国道との接続面が変則交差点となるために交通安全上考えて、ここの部分については町道として廃止したいと考えております。

次の位置図をご覧ください。萩野駅前通りと前浜 6 号通りであります。破線の部分が萩野駅前通りを廃止した路線となります。そして国道から海側については臨港道路となるためにこの部分は廃止になりまして、駅前から国道までがまた改めて萩野駅前通りと認定するという形になります。そして臨港道路から外れた部分が改めて前浜 6 号通りという形で認定いたします。

以上簡単ではありますが説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 39 号、第 40 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておきたいということがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 39 号、第 40 号の議案説明を終わります。

日程第 25、議案第 41 号 財産の処分についての議案について説明をお願いいたします。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第 41 号であります。財産の処分についての議案でございます。処分する財産につきましてはまず土地であります。2筆あります。1筆目が所在地白老町字虎杖浜 393 番 12、地目が学校用地、地積が 3 万 8,919 平方メートル、2筆目が所在地白老町字虎杖浜 388 番 34、地目が原野、地積 1 万 1,363 平方メートル。処分価格であります。2筆合わせまして 1,470 万円であります。

次に建物であります。3棟あります。1棟目、所在地・家屋番号白老町字虎杖浜 393 番 12 の 3、種類校舎、延床面積 3,111.34 平方メートル。2棟目、所在地・家屋番号白老町字虎杖浜 393 番 12 の 1、種類居宅、延床面積 96.39 平方メートル。3棟目、所在地・家屋番号、白老町字虎杖浜 393 番 12 の 2、種類居宅、延床面積 96.39 平方メートル、処分価格につきましては3棟合わせまして 6,830 万円であります。

処分の相手方、東京都千代田区神田和泉町 1 番地 1 の 12、株式会社ナチュラルサイエンス、代表取締役小松令以子。

3、処分の目的、事業場用。

4、処分の方法、随意契約による売却でございます。

次のページをお開きください。議案説明でございます。不動産の土地・建物を処分したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に基づき議会の議決を求めるものであります。

次のページに図面を添付してございます。赤枠でくくられているのが処分する土地の部分でございます。それと上のほうに青枠で校舎、右側に居宅が 2 棟、これは旧教員住宅でございます。処分価格につきましては不動産鑑定価格を基本としております。土地につきましては不動産鑑定価格を採用しております。建物につきましては老朽化による改修費用を差し引いた価格となっております。

契約の時期でございますが 4 月初めを予定しておりまして収入は 26 年度となります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 41 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 41 号の議案説明を終わります。

日程第 42、工事請負契約の締結についての議案について説明をお願いいたします。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第 42 号でございます。工事請負契約の締結についての議案でございます。

契約の目的につきましては（仮称）白老町食育・防災センター建設（建築工事）。契約の方法につきましては制限付一般競争入札。契約の金額は 5 億 1,645 万 6,000 円でございます。

契約の相手方、岩倉・鈴木・川田特定建設工事共同企業体、代表者苫小牧市木場町 2 丁目 9 番 6 号、岩倉建設株式会社苫小牧本店、代表取締役本店長岸田隆博敬。構成員は白老郡白老町東町 2 丁目 3 番 11 号、鈴木建設株式会社、代表取締役小宮山義美。同じく構成員、白老郡白老町字石山 15 番地、株式会社川田建設、代表取締役川田泰正。

契約保証金につきましては白老町契約に関する規則第 35 条第 2 号の規定により免除いたします。

次のページをお開きください。議案説明でございます。工事場所につきましては白老郡白老町字石山 68-31 の内。

完成期限につきましては平成 27 年 2 月 16 日。

工事概要につきましては、（1）建物の構造は鉄筋コンクリートづくり地上 2 階建てでございます。延床面積 1,715.50 平方メートル。建築面積 1,503.44 平方メートルでございます。工事内容につきましては建築主体・外構工事一式でございます。調理能力につきましては 1 日 1,300 食でございます。調理方法につきましてはドライシステムの採用しております。

次に主要室 1 階の部分でございます。エントランスホール、事務室、入荷前室、備蓄倉庫、研修室、下処理室、調味料室、調理室、和え物室、割卵室、アレルギー調理室、洗浄室、コンテナ室、輸送前室、残菜処理室、更衣室、休憩室、洗濯・乾燥室、トイレ、機械室、書庫、物品庫で面積が 1,383.65 平方メートルです。2 階の部分につきましては見学通路、会議室、物品庫、トイレ、電気室、面積につきましては 331.85 平方メートルでございます。

次のページから位置図、配置図、次のページ A 3 のもので 1 階の平面図、次に 2 階の平面図、それから次に東側と北側の立面図、次に西側それから南側の立面図を添付しておりますので参考にご覧いただきたいと思っております。

続きまして入札の経過でございますが平成 25 年 8 月 8 日に白老町告示 38 号による制限つき一般競争入札の公告を行い、8 月 8 日から 8 月 22 日まで入札参加資格の申し込みの受け付けをいたしました。その結果 3 特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、9 月 12 日に入札を行いました。その結果、積算単価の見直しを行い定例会 1 月会議において補正予算の議決をいただいたことから、1 月 30 日に再度白老町告示第 6 号による制限つき一般競争入札の公告を行い入札参加資格の申し込みの受け付けをいたしました。その結果岩倉・鈴木・川田特定建設工事共同企業体、菱中・小泉特定建設工事共同企業体、盛興・岩

崎特定建設工事共同企業体の3特定建設工事共同企業体の申し込みがあり2月27日に入札を行ったところであり、落札率でございますが予定価格5億1,741万7,200円に対し落札額が5億1,645万6,000円でございますので、落札率は99.8%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第42号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第42号の議案説明を終わります。

日程第27、議案第43号 工事請負契約の締結についての議案について説明をお願いいたします。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第43号です。工事請負契約の締結についての議案でございます。

契約の目的、（仮称）白老町食育・防災センター建設（電気設備）工事です。

契約の方法、制限つき一般競争入札。

契約の金額は1億5,802万5,000円です。

契約の相手は白電社・新興・谷野特定建設工事共同企業体。代表者は白老郡白老町高砂町1丁目1番55号、株式会社白電社、代表取締役谷島和治。構成員、苫小牧市新開町3丁目10番1号、株式会社新興電気、代表取締役長居順一。同じく構成員、白老郡白老町字萩野338番地127、株式会社谷野電設、代表取締役谷野正明。

契約保証金につきましては白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

次のページをお開きください。議案説明でございます。工事場所につきましては先ほどの建築本体工事と同じところでございます。完成期限につきましても同じでございます。

工事概要でございます。電灯設備につきましては照明器具、コンセント等でございます。動力設備、動力盤等でございます。受変電設備、室内キュービクル、変圧器等でございます。自家発電設備、非常用発電機等でございます。情報通信網設備、情報用モジュールジャック等でございます。構内交換設備、弱電端子盤等でございます。映像・音響設備、液晶プロジェクター等でございます。拡声設備、非常・業務用防災アンプ等でございます。緊急呼出設備、呼出表示器等でございます。テレビ共同受信設備、アンテナ、増幅機等でございます。自動火災報知設備、感知器等でございます。ITV設備、デジタルレコーダー等でございます。構内配線電線路設備、開閉器等でございます。構内通信線路設備、ハンドホール等でございます。

外灯設備、外灯でございます。最後に機械警備用配管配線設備でございます。

続きまして入札の経過でございますが、平成25年8月8日本体工事と同じように告示39号による制限つき一般競争入札の公告を行い入札参加資格の申し込みを受け付けいたしました。その結果西川・中村特定建設工事共同企業体、白電社・新興・谷野特定建設工事共同企業体、大同・相光特定建

設工事共同企業体の3特定建設工事共同企業体の申し込みがあり平成25年9月12日に入札を行いました。建築本体工事の入札が不調となったため入札を延期し再度9月27日に入札を行い当該特定建設工事共同企業体が落札したことから仮契約を締結し、今般建築本体工事の議案とあわせて議案提出するものであります。

落札率でございますが予定価格1億6,218万3,000円に対し落札額が1億5,802万5,000円でございますので落札率は97.4%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

議案第43号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第43号の議案説明を終了いたします。

日程第28、議案第44号 工事請負契約の締結についての議案について説明をお願いいたします。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 続きまして議案第44号でございます。工事請負契約の締結についての議案であります。

契約の目的につきましては（仮称）白老町食育・防災センター建設（給排水衛生設備）工事です。

契約の方法、制限つき一般競争入札。

契約の金額は1億1,970万円です。

契約の相手、栗林・和光特定建設工事共同企業体。代表者は室蘭市入江町1番地19、株式会社栗林商会、代表取締役栗林和徳。構成員、白老郡白老町字萩野310番地1、有限会社和光商事、代表取締役湯泉直。

契約保証金につきましては白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除いたします。

次のページをお開きください。議案説明でございます。工事場所、工事完成期限につきましては先ほどの議案と同じでございます。

工事概要につきましてはまず屋外給水設備、水抜栓、量水器柵等でございます。屋外排水設備、汚水柵等でございます。屋内給水設備、受水槽、給水ポンプ等でございます。屋内排水設備、グリーストラップ等でございます。蒸気設備、蒸気ボイラー、全自動軟水装置。給湯設備でございます。貯湯槽、膨張タンク等でございます。衛生器具設備、衛生器具等でございます。消火設備、屋外格納庫でございます。プロパンガス設備、LPGバルク供給装置等でございます。除害施設設備、排水処理槽等でございます。

続きまして入札の経過でございますが当該工事につきましてはさきの電気工事議案と報告日、入札で申し込み期限の日程は同じであります。白老町告示第40号による制限つき一般競争入札の公告を行い入札参加資格の申し込みの受け付けをいたしました。その結果栗林・和光特定建設工事共同企業体、新田・玉井特定建設工事共同企業体、福森・田中ライフクリエイト・太陽特定建設工事共同企業体、国策・白老特定建設工事共同企業体の4特定建設工事共同企業体の申し込みがありました。以

後の経過につきましてはさきの電気工事議案と同じでありますので説明を省略させていただきます。
落札率でございますが予定価格1億2,239万8,500円に対し落札額が1億1,900円70万円でございますので落札率は97.7%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第44号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第44号の議案説明を終わります。

日程第29、議案第45号 工事請負契約の締結についての議案について説明をお願いいたします。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第45号であります。工事請負契約の締結についての議案です。

契約の目的は（仮称）白老町食育・防災センター建設（空調暖房設備）工事です。

契約の方法、制限つき一般競争入札。

契約の金額は1億9,950万円です。

契約の相手、新田・玉井特定建設工事共同企業体。代表者、白老郡白老町川沿2丁目448番地16、株式会社新田工業、代表取締役大上正一。構成員、白老郡白老町東町2丁目5番10号、株式会社タマイ、代表取締役玉井静雄。

契約保証金につきましては白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除いたします。

次のページをお開きください。議案説明でございます。工事場所、完成期限につきましては先ほどの議案と同じでございます。

工事概要につきましては空調設備、ヒートポンプ、室外機等でございます。換気設備、外調機、送風機等でございます。自動制御設備、児童制御盤、蒸気用遮断弁等でございます。床暖房設備、熱交換器、膨張タンク等でございます。給油設備、地下埋設タンク等でございます。

続きまして入札の経過でございますがこの工事につきましても公告日、申込期限の日程は同じであります。白老町告示第41号による制限つき一般競争入札の公告を行い入札参加資格の申し込みの受け付けをいたしました。その結果栗林・和光特定建設工事共同企業体、新田・玉井特定建設工事共同企業体、福森・田中ライフクリエイト・太陽特定建設工事共同企業体、国策・白老特定建設工事共同企業体の4特定建設工事共同企業体の申し込みがありました。以後の経過につきましてはさきの議案と同じでありますので説明を省略させていただきます。

落札率でございますが予定価格で2億505万4,500円に対し落札額が1億9,950万円でございますので落札率は97.2%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第45号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 45 号の議案説明を終わります。

日程第 30、議案第 46 号 工事請負契約の締結についての議案について説明をお願いいたします。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第 46 号でございます。工事請負契約の締結についての議案でございます。

契約の目的につきましては（仮称）白老町食育・防災センター建設（厨房設備）工事でございます。

契約の方法、制限つき一般競争入札。

契約の金額 2 億 1,378 万円でございます。

契約の相手方、国策・白老特定建設工事共同企業体、代表者、苫小牧市字勇払 149 番地、国策機構株式会社、代表取締役長谷川敬。構成員、白老郡白老町若草町 1 丁目 2 番 20 号、株式会社白老設備工業、代表取締役社長和田輝雄。

契約保証金につきましては白老町契約に関する規則第 35 条第 2 号の規定により免除します。

次のページをお開きください。工事場所、工事完成期限につきましては同じでございます。

工事概要、厨房機器設備、自働炊飯、洗浄機、低放射蒸気釜等でございます。

続きまして入札の経過でございますが当該工事につきましても公告、申込期限の日程は同じであります。白老町告示第 42 号による制限つき一般競争入札の公告を行い入札参加資格の申し込みの受け付けをいたしました。その結果栗林・和光特定建設工事共同企業体、新田・玉井特定建設工事共同企業体、福森・田中ライフクリエイティブ・太陽特別特定建設工事共同企業体、国策・白老特定建設工事共同企業体の 4 特定建設工事共同企業体の申し込みがありました。以後の経過につきましてはさきの議案と同じでございますので説明を省略させていただきます。

落札率でございますが予定価格 2 億 1,784 万 3,500 円に対し落札額が 2 億 1,378 万円でございますので落札率は 98.1%となっております。 以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 46 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 46 号の議案説明を終わります。

日程第 31、議案第 47 号 第三セクター等改革推進債（借換債）の起債に係る許可の申請についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 47 号でございます。第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請でございます。これについては先ほどの補正予算でもご説明申し上げたとおり本年度の財政健全化プランの対策の一環として総務省のほうに償還の延長の申請をしております。

現在のところまだ正式な許可はおりていませんが、今回の起債の許可申請についてはこの議決を得ることによって許可権者である北海道知事から起債の発行の許可を受けるためのものがございます。目的はここに記載のとおりでございます。

2として借り入れる起債の限度額でございますが、本年度の3月25日の償還日以後の残高13億9,550万円を借りかえするものがございます。

借入先は民間資金でございます。起債の方法については記載のとおりでございます。

起債の利率、これについては5%以内としておりますけれども入札を今目指しております。その結果によります。償還の方法はこの第三セクター債につきましても平成23年度に借り入れを行っております。残り今回総務省に期間延長したのは20年としておりますので残り17年以内の償還になります。以下、借り入れの条件についてはここに記載のとおりでございます。これにつきましては25日返済後、各金融機関と協議を行いまして期限については25日をめどに入札を執行してまいりたいと思います。その前段でご議決を得て道のほうに起債の許可を得て、救済許可はが下りしだい入札の準備という状況になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第47号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第47号の議案説明を終わります。

次に日程第32、議案第48号 胆振支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内公平委員会規約の変更について、議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての2議案について一括説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは初めに議案第48号でございます。胆振支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内公平委員会規約の変更についてであります。次ページ、議案説明をお開き願いたいと思います。平成26年3月31日付けで伊達・壮瞥学校給食組合が解散することに伴い胆振支庁管内公平委員会規約を変更することについて地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものがございます。規約の変更内容は下の新旧対象表のとおりでございます。

続きまして議案第49号でございます。北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてでございます。次ページの議案説明をお開き願います。本年3月31日付けで上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い北海道市町村職員退職手当組合格約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものがございます。規約の変更内容につきましては下の新旧対照表のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 48 号、議案第 49 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 48 号、第 49 号の議案説明を終わります。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 0 3 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 33、議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算の議案について説明をお願いいたします。安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） それでは議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算の説明をさせていただきます。

まず第 1 条、歳入歳出の予算の総額は 99 億 1,300 万円と決めました。2 条以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に 2 ページから 5 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」につきましては記載のとおりであります。

次に 6 ページの「第 2 表 債務負担行為」であります。事項、苫小牧医師会と締結する予防接種業務から肉用牛肥育推進事業利子補給までが昨年と同様の損害賠償に対する補てん及び利子補給金であります。追加されております情報システム等保守点検に係る業務委託 93 万 7,000 円は一般公有財産管理システムの経費でございます。情報システム賃借 176 万 3,000 円は公有財産管理システムの賃借料の経費であります。北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金 590 万 6,000 円は役場のパソコンの導入の購入年賦金であります。

次のページ、「第 3 表 地方債」については記載のとおりであります。歳出の説明の中で財源として説明申し上げます。

次に 9 ページから歳入歳出事項別明細書であります。総括表の 10 ページと歳入 11 ページ、歳出については記載のとおりであります。

次に歳入歳出予算事項別の内容を説明いたします。前年度と比較して増減が多いものを中心に要点のみ説明をさせていただきます。それでは歳出の説明からさせていただきます。96 ページをお開きください。1 款議会費、1 項 1 目議会費 7,901 万 2,000 円の計上で前年比 401 万 9,000 円の減であります。（1）議会報酬等は 6,983 万 7,000 円は議員 1 名分に係る報酬、職員手当、共済等の減で前年比 441 万 6,000 円の減となっております。（2）議会運営費 917 万 5,000 円は費用弁償 78 万 7,000 円の増、会議録作成支援音声認識システム賃借料 13 万 5,000 円の減などで前年比 39 万 7,000 円の増となっております。

次に 100 ページ、2 款総務費 2 億 9,443 万円、前年比 4,502 万 3,000 円の減であります。1 項 1 目

一般管理費 1 億 8,594 万 6,000 円、前年度比 1,873 万円の減であります。以下増減の多いものを主に説明させていただきます。次に (4) 共通通信運搬経費 1,434 万 3,000 円は郵便料の節約から前年比 113 万 4,000 円の減であります。

次に 103 ページ、(6) 庁舎管理経費 2,489 万 5,000 円は清掃業務の直営化と電気購入者の変更により前年比 18 万 5,000 円の減となっております。

次に 105 ページ、(8) 臨時職員経費 353 万 9,000 円は 2.5 人分の計上で前年比 103 万 9,000 円の減であります。次に (9) 職員研修経費 201 万 4,000 円は職員の研修参加及び能力向上の研修の増で、前年比 74 万 9,000 円の増となっております。

次に 107 ページ、(11) 情報化推進経費 9,317 万 8,000 円は更新用のパソコンの購入により前年比 182 万 8,000 円の増となっております。

次に 109 ページ、(12) 契約事務経費 806 万 4,000 円は共通消耗品の削減で前年比 24 万 2,000 円の減であります。次に (13) 秘書事務経費 1,007 万 6,000 円は旅費 20 万 5,000 円、公債費 30 万円の減で前年比 59 万 3,000 円の減であります。

次に 113 ページ、(19) 町政施行 60 周年記念事業 400 万円は 60 周年の節目としてキャッチフレーズの募集、フォトコンテスト、記念式典の挙行と多彩な事業を展開していきます。なお財源につきましては地域づくり総合交付金 200 万円、文化振興基金繰入金 200 万円を充当いたします。なお昨年計上いたしました地上デジタル放送難視聴対策事業は終了しております。

次に 114 ページ、2 目姉妹都市費 282 万 4,000 円、前年比 523 万 5,000 円の減であります。

次に 117 ページ、(4) 姉妹都市の歴史にふれる旅交流経費 12 万円は 2 年ごとの交流で仙台市、つがる市の訪問経費であります。なお昨年計上いたしました国際姉妹都市ケネル訪問交流事業は終了しております。3 目職員厚生管理費 454 万 2,000 円、前年比 7 万 9,000 円の減は記載のとおりであります。4 目広報広聴費 689 万円、前年比 56 万 4,000 円の減であります。(1) 広報活動費 670 万 7,000 円は印刷製本費の単価の減によるもので前年比 54 万 8,000 円の減であります。5 目財政管理費は 22 万 4,000 円、前年比 5,000 円の減で記載のとおりでございます。

次に 118 ページ、6 目会計管理費 389 万 7,000 円は臨時職員 1 名分の共済費、賃金の増で前年比 160 万 8,000 円の増となっております。7 目財産管理費 312 万円、前年比 403 万 9,000 円の減であります。(1) 財産管理事務経費 292 万円は臨時職員分の共済費、賃金の増で前年比 39 万 6,000 円の増となっております。なお昨年計上しました町有地現況測量事業は事業終了としております。

次に 120 ページ、8 目車両管理費 661 万 4,000 円は公用車のリース期間が満了し新規リースを更新せず 2 年間延長したため賃借料が減となり前年比 185 万円の減となっております。

次に 122 ページ、9 目企画調整費 73 万 8,000 円、前年比 8 万 9,000 円の減となっております。

(1) 企画調整事務経費は旅費の減で前年比 6 万 7,000 円の減となっております。次に 10 目総合計画費 1 万 4,000 円は前年比 7,000 円の減であります。記載のとおりであります。

次に 124 ページ、11 目計画調査費、12 目支所及び出張所費、13 目交通安全対策費は記載のとおりであります。

次に 126 ページ、14 目自治振興費 3,033 万 9,000 円、前年比 45 万 4,000 円の増であります。

(2) コミュニティ計画策定事業 41 万 1,000 円は新規事業で、地域は自分たちでつくるという機運を高めるため町内会を核とした各地域関係者で地区別のコミュニティ計画を策定する経費を計上しております。

次に 128 ページ、15 目町民活動推進費 30 万円。(1) 協働のまちづくり推進事業は町民と職員とともに学び、まちづくりの議論を深めるため協働のまちづくり研修会を開催する経費を計上しております。財源は全額市町村振興補助金を充当しております。なお昨年計上しました町民まちづくり活動センター運営経費は町内会連合会に統合したため事業終了としております。16 目町営防犯灯管理費 1,570 万円は電気料の値上げによるもので前年比 45 万 8,000 円の増となっております。17 目諸費は 543 万 6,000 円、前年比 1 万 9,000 円の減で記載のとおりであります。

次に 130 ページ、2 項徴税费、1 目賦課徴収費 1,171 万 6,000 円、前年比 475 万 9,000 円の減であります。町税電算処理委託料及び去年計上いたしました固定資産税標準化宅地等鑑定評価事業の事業終了に伴うものでございます。

次に 132 ページ、3 項 1 目戸籍住民台帳費 279 万 2,000 円、前年比 250 万 3,000 円の減であります。(1) 戸籍住民基本台帳等事務経費 275 万 2,000 円は窓口業務を臨時職員 1 名分の共済費、賃金等の減で前年比 181 万 1,000 円の減となります。なお昨年計上いたしました戸籍副本バックアップシステム連携構築事業は事業終了しております。

次に 134 ページ、4 項選挙費 195 万 2,000 円、前年比 855 万 9,000 円の減であります。1 目選挙管理委員会費は 76 万 3,000 円、前年比 3,000 の減で記載のとおりであります。2 目農業委員会費選挙費 118 万 9,000 円は 3 年ごとに執行される農業委員会選挙のための経費の計上でございます。なお昨年計上いたしました参議院選挙費は廃目としております。

次に 136 ページ、5 項統計調査費 417 万 2,000 円、前年比 47 万 5,000 円の増であります。1 目統計調査総務費 183 万 4,000 円は臨時職員 1 名分の共済費、賃金の増で前年比 180 万 6,000 円の増額となっております。2 目指定統計費 233 万 8,000 円は統計調査員の委員報酬の減で前年比 101 万 6,000 円の減となっております。

次に 138 ページ、6 項 1 目監査委員会費は 181 万 2,000 円、前年同額で記載のとおりでございます。

次に 140 ページ、3 款民生費 18 億 8,424 万 5,000 円、前年比 7,624 万 7,000 円の増でございます。1 項 1 目社会福祉総務費 5,057 万 9,000 円、前年比 265 万 7,000 円の減となっております。

次に 143 ページ、(5) 循環福祉バス運行事業経費 1,657 万 2,000 円は運行収入及び補助金の収入増で前年比 291 万 6,000 円の減となっております。次に 2 目老人福祉費 6 億 7,890 万 3,000 円、前年比 3,873 万 3,000 円の増であります。(1) 在宅老人福祉事業経費 185 万 5,000 円は緊急通報システム事業、生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業の利用者の減による委託料の減で前年比 42 万 7,000 の減になっています。(2) 老人福祉活動補助金 338 万 6,000 円は高齢者クラブ連合会補助金、高齢者事業団育成事業補助金の減で前年比 35 万 1,000 円の減となっております。

次に 145 ページ、(3) 老人福祉単独事業経費 67 万 8,000 円は長寿祝金の対象人員の増で前年比

28万7,000円の増であります。(4)施設入所者措置支弁経費2,072万4,000円は他町村の老人施設に措置入所している対象者の増で前年比231万8,000円の増となっております。

次に147ページ、(6)後期高齢者医療制度運営経費2億5,629万5,000円、前年比1,383万6,000円の増で広域連合会への療養給付に係る負担金であります。(7)後期高齢者医療事務特別会計繰出金8,775万1,000円は広域連合の事務費及び保険料軽減等の経費でございます。財源は道費の保険基盤安定負担金5,924万4,000円を充当しております。(8)介護保険事業特別会計繰出金2億6,740万1,000円は介護給付費の増、事務費の減で前年比841万6,000円の増となっております。

(9)特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金2,533万8,000円は入所率の低下でホテルコストが減額されており収支が均衡できない状況から、前年比219万1,000の増額となっております。次に3目身体障がい者福祉費6億2,569万8,000円、前年比3,628万7,000円の増となっております。(1)障がい者自立支援事務経費280万3,000円は自立支援法の改正に伴う障がい者福祉システム改修業務委託料の増で前年比で50万3,000円の増額となっております。

次に149ページ、(2)障がい者自立支援給付経費5億2,958万8,000円は扶助費の減、介護給付費の増、施設訓練等給付費の増、補装具費支給の増。相談支援給付費の増で前年比4,220万6,000円の増となっております。

次に151ページ、(3)障がい者支援援助経費1,281万5,000円は人工透析患者送迎サービス事業の利用者の増で前年比89万3,000円の増となっております。(5)重度心身障がい者医療給付費6,364万4,000円は重度心身障がい者の医療給付費の減で前年比486万2,000の減となっております。(6)地域生活支援事業経費1,636万7,000円は障がい者に対する日常生活用具等給付扶助費の減で前年比244万2,000円の減となっております。

次に152ページ、4目乳幼児福祉費1,253万1,000円は乳幼児医療給付扶助費の減で前年比51万9,000円の減となっております。次に5目国民年金費88万8,000円、前年比14万円の増で記載のとおりでございます。

次に154ページ、6目総合福祉センター管理運営費4,271万3,000円は燃料費の増、ランニングマシンの賃借料、芝刈り機の購入増で前年比168万9,000円の増となっております。

次に156ページ、7目福祉館費は215万円、前年比4万8,000円の減で記載のとおりであります。

次に158ページ、8目アイヌ施策推進費4,673万3,000円、前年比51万4,000円の減であります。(2)生活館管理運営経費738万9,000円は管理運営経費に係る経費全般を削減し前年比54万3,000円の減となっております。

次に161ページ、(4)イオル再生事業2,098万3,000円は公用車の更新で賃借料の増から前年比13万1,000円の増となっております。

次に163ページ、(6)民族共生象徴空間整備促進事業168万4,000円は2020年の象徴空間の開設に向けて情報収集、連絡調整の活動に対する経費のほか民族共生の精神の先駆けである松浦武四郎の記念碑設置の経費を計上しております。財源は文化振興基金繰入金50万円を充当しております。

次に(7)アイヌ文化基盤強化対策事業1,500万円は、象徴空間開設に向けアイヌ文化を次世代に

継承していくため財団法人アイヌ民族博物館の果たす役割は非常に重要と捉え、依然として低迷している経営の現状を鑑み支援を継続することが経営基盤の安定、強化を図っていくことが必要であるため普及啓発や誘客基盤活動に向けた事業に対して支援をするため、前年比で 350 万円の増としております。なお昨年計上した生活館活動推進経費、アイヌ文化調査研究助成事業は終了しております。

次に 2 項児童福祉費 4 億 2,305 万円、前年比 313 万 6,000 円の増であります。1 目児童福祉総務費 749 万 4,000 円、前年比 163 万 9,000 円の増であります。

次に 167 ページ、(6) 子ども夢実現プロジェクト事業 24 万 2,000 円は、子ども憲章を具現化するため子ども未来会議を開催する経費を計上しております。財源は市町村振興協会補助金 24 万円を充当しております。

次に (7) 子ども・子育て支援事業計画策定事業 145 万 8,000 円は子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査に基づく当計画の策定経費を計上しております。

次に 2 目児童措置費 2 億 268 万円は少子化の影響から支給者の減で前年比 1,332 万円の減となっております。財源は国、道費のほか一般財源は 3,154 万円の持ち出しとなっております。

次に 3 目ひとり親家庭等福祉費 866 万 2,000 円は医療費扶助費が実績見込みにより前年比 91 万 7,000 円の減となっております。

次に 168 ページ、4 目児童福祉施設費 1 億 9,698 万 1,000 円、前年比 1,595 万 7,000 円の増であります。(1) 町立保育所運営経費 3,603 万 2,000 円は町立保育園 2 園分の計上で運営費全体の削減で前年比 51 万 4,000 円の減となっております。

次に 171 ページ (2) 緑丘保育園運営費等経費 6,378 万 3,000 円は入園児童の増加で前年比 1,006 万 9,000 円の増となっております。(3) 白老小鳩保育園運営経費等運営経費 8,918 万 6,000 円は入園児童数の増で前年比 832 万 2,000 円の増となっております。(4) 特別保育事業経費 798 万円は白老小鳩保育園、緑丘保育園の障がい児童保育の利用者減で前年比 192 万円の減となっております。5 目子ども発達支援センター費 371 万円、前年比 35 万 4,000 円の減で記載のとおりでございます。

次に 174 ページ、6 目児童館費 352 万 3,000 円、前年比 13 万 1,000 円の増で記載のとおりでございます。

次に 178 ページ、4 款環境衛生費に入ります。環境衛生費 10 億 6,596 万 4,000 円、前年比 2 億 1,609 万 4,000 円の減となっております。1 項 1 目地域保健費 2 億 5,848 万 7,000 円、前年比 372 万 3,000 円の減となっております。(2) 検診管理事業経費 1,642 万 9,000 円は各種検診受診者の実績見込みにより委託料の減で前年比 91 万 5,000 円の減となっております。

次に 181 ページ、(3) 国民健康保険事業特別会計繰出金 2 億 2,061 万 7,000 円は前年と同額を計上しておりますが、事務費負担金分 297 万 5,000 円の減、出産一時金分 140 万円の減、財政安定化等分 534 万 6,000 円の増、保険基盤安定分 83 万 8,000 円の増、福祉医療分は 180 万 9,000 円の減となっております。(4) 母子保健事業経費 1,109 万 1,000 円は昨年計上していた臨時管理栄養士の共済費、賃金の減により前年比 248 万円の減となっております。

次に 183 ページ、(5) 後期高齢者特定健診事務経費 347 万 2,000 円は特定健康診査の受診者の実

績見込みにより減で前年比 58 万 4,000 円の減となっております。

次に（６）未熟児療養医療給付事業経費 217 万 9,000 円は実績見込みなどで扶助費の増で前年比 36 万 8,000 円の増となっております。２目健康づくり費 16 万 2,000 円、前年比 8 万 7,000 円の減は記載のとおりとなっております。３目予防費 1,898 万 2,000 円、前年比 176 万 4,000 円の減となっております。次に（１）予防接種事業経費 1,600 万 7,000 円はヒブ予防接種事業経費、小児用肺炎球菌予防接種助成経費、子宮頸がん予防接種事業経費を統合し実績見合いの計上で、全体では前年比 167 万 9,000 円の減額となっております。

次に 184 ページ、２項環境衛生費 2,379 万円、前年比 425 万 7,000 円の減となっております。

１目環境衛生費 1,173 万 3,000 円、前年比 95 万 1,000 円の減であります。次に（１）環境行政推進経費 602 万 6,000 円は資源リサイクル活動推進経費を統合しており、前年比 11 万 9,000 円の増であります。

次に 187 ページ、（２）有害昆虫鳥獣駆除対策経費 180 万 8,000 円はスズメバチ駆除を従来どおり町の嘱託職員で対応することとしますが前年比で 8 万 5,000 円の減になっています。（３）生活衛生対策経費 119 万 9,000 円は大町公衆トイレ、ポンアヨロ公衆トイレの廃止及び撤去費用を計上し前年比 46 万 1,000 円の減になっています。

次に 189 ページ、（６）環境美化対策経費 125 万 3,000 円は不法投棄ゴミ回収業務委託料の減、不法投棄ゴミ回収業務に伴う重機の借り上げの減で前年比 11 万 7,000 円の減となっております。なお昨年計上いたしました資源リサイクル活動推進経費は、先ほど説明いたしました環境行政推進経費に統合をしております。

次に 190 ページ、２目公害対策費 221 万 5,000 円は北吉原地区の大気汚染局の廃止によって、大気汚染測定装置日常保守点検業務委託及び大気汚染観測テレメーターシステムの保守点検委託料の減で前年比 266 万 2,000 円の減となっております。３目火葬場費 425 万 6,000 円は前年比 10 万 3,000 円の増で、192 ページの４目墓園費は 258 万 6,000 円、前年比 5 万 3,000 円の増で記載のとおりとなっております。５目緑化推進費 300 万円はフラワーセンター管理運営経費の削減で前年比 80 万円の減となっております。

次に 194 ページ、３項清掃費 4 億 2,158 万 3,000 円、前年比 9,616 万 4,000 円の減となっております。１目清掃総務費 2,045 万 1,000 円、前年比 93 万 6,000 円の増であります。（２）一般廃棄物有料化経費 1,301 万 9,000 円は有料ゴミ袋交付及び手数料収納業務委託料の増で前年比 8 万 5,000 円の増となっております。（３）浄化槽設置整備事業 565 万 9,000 円は下水道未整備地区における普及改善を図るため、本年度は 6 基分の計上で前年比 88 万 5,000 円の増となっております。

次に 196 ページ、２目塵芥処理費 4 億 113 万 2,000 円、前年比 9,710 万円の減となっております。

（１）環境衛生センター運営経費 4,415 万 6,000 円はごみ処理の広域化で発生する焼却灰の運搬業務のため前年比 616 万 8,000 円の増となっております。（２）ごみ収集経費 8,860 万 8,000 円は 4 月からごみ処理を登別に搬入するための収集運搬業務の見直しにより前年比 221 万 6,000 円の増額となっております。（３）一般廃棄物広域処理経費 1 億 7,752 万 6,000 円は登別市に対する建設費負担金と

新たに発生する運営費管理費経費等の負担金の増で前年比 5,926 万 6,000 円の増となっております。

(4) バイオマス燃料化施設管理運営経費 9,084 万 2,000 円は規模縮小による経費削減と管理運営を直営化することで前年比 1 億 5,639 万 2,000 円の減となっております。財源については財産収入 1,098 万 9,000 円、一般財源は 7,985 万 3,000 円を充当しております。なお昨年計上いたしました再生資源燃料有効活用事業は終了しております。

次に 200 ページ、4 項 1 目病院事業費 3 億 4,296 万円は昨年と同様に企業債元金利子償還金 13 万 9,000 円、不採算地区病院経費 1 億 1,662 万 1,000 円、病院特例債の元利償還分 7,568 万 9,000 円、その他繰出基準に伴う経費 1 億 3,447 万 5,000 円を計上し病院経営改善計画に沿った経営で前年比 1 億 1,009 万 9,000 円の減となっております。

次に 202 ページ、5 款労働費に入ります。労働費 391 万 3,000 円、前年比 10 万 6,000 円の減となっております。1 項 1 目労働諸費 118 万 9,000 円は前年比 2 万 9,000 円の減で記載のとおりであります。2 目経済センター施設管理経費 272 万 4,000 円は AED の機器購入、畳入れかえ、テーブル等の増で清掃の日数減少で前年比 7 万 7,000 円の増となっております。

次に 204 ページ、6 款農林水産業費に入ります。農林水産業費 4,752 万 1,000 円、前年比 105 万 4,000 円の減となっております。1 項 1 目農業委員会費 294 万 3,000 円、前年比 5 万 6,000 円の減で記載のとおりとなっております。2 目農業総務費 810 万 5,000 円、前年比 36 万 2,000 円の減となっております。(1) 農業行政事務経費は臨時職員の共済費、賃金の減で前年比 36 万 1,000 円の減となっております。

次に 206 ページ、3 目農業振興費 713 万 4,000 円、前年比 540 万 9,000 円の増となっております。

(1) 農業関係利子補給事業経費 84 万 8,000 円は借入残高の減少から前年比 21 万 5,000 円の減となっております。(3) 農業基盤整備促進事業 30 万円は畑作の農家の暗渠排水整備事業に対する補助事業で前年比 30 万円の増となっております。財源は全額道費補助でございます。(4) 北海道青年就農給付事業 300 万円は新規就農者に対する給付事業で 1 名分 150 万円、2 名分を計上し 5 年間交付される事業でございます。これについても全額道費補助でございます。(5) 町民ふるさと農園撤去事業 237 万 2,000 円は本年度の作付終了後、施設の工作物の撤去をする費用でございます。なお昨年計上いたしました農業経営安定化事業は終了しております。

次に 208 ページ、4 目畜産業費 374 万 7,000 円は前年比 114 万 9,000 円の減となっております。

(1) 公共牧場管理経費 229 万 6,000 円は草地維持管理委託料の減などで前年比 14 万 3,000 円の減となっております。なお昨年計上いたしました白老牛消費拡大事業経費はイベント補助金の見直しによって白老牛肉まつりの補助を廃止しております。

次に 2 項 1 目林業振興費 387 万 9,000 円、前年比 333 万 5,000 円の減となっております。(1) 林務行政事務経費 79 万 2,000 円は去年まで計上していた全国森林環境税創設促進同盟を脱会したため前年比 1 万 2,000 円の減となっております。(2) 私有林対策事業 308 万 7,000 円、本事業は森林資源の循環利用を促進し森林の多面的な機能を振興するための植林事業でございまして、植林事業量が減になったことで前年比 332 万 3,000 円の減となっております。財源は道費補助と一部一般財源の充

当でございます。2目白老ふるさと2000年の森管理経費885万1,000円は前年比55万9,000円の減となっております。(1)白老ふるさと2000年の森管理経費838万6,000円は本年度から冬の営業を12月から3月まで取りやめることといたします。

次に210ページ、(2)ポロト自然休養林バンガロー補修事業46万5,000円は階段及びデッキの部分の補修を行う事業でございます。なお昨年計上しましたポロト自然休養林ビジターセンター補修事業は終了しております。次に3項1目水産振興費1,286万2,000円、前年比100万2,000円の減となっております。(1)水産行政一般事務経費65万6,000円はイベント補助金の見直しによって登別漁港まつり補助金を廃止等で前年比24万2,000円の減となっております。(3)水産経営安定化推進経費219万8,000円は漁業近代化資金の貸付者の減少から前年比52万5,000円の減となっております。(5)栽培資源管理型漁業推進事業450万8,000円はつくり育てる漁業の一環として継続しているアワビ増殖施設事業の規模を縮小、放流数を1万個から6,000個にしたことから前年比で23万5,000円の減となっております。財源は水産業振興基金の11万5,000円を繰り入れを充当しております。

◎延会の宣告

○議長(山本浩平君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。明日10時より引き続き議案説明会を再開いたしますので各議員におかれましては出席方よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

(午後 3時57分)